

平成29年版

# 事業概要

(平成28年度事業実績)



群馬県のマスコット「ぐんまちゃん」

群馬県中央児童相談所  
(北部支所含む)

群馬県西部児童相談所

群馬県東部児童相談所

## はじめに

児童相談所の業務・運営につきまして、日頃から各関係機関をはじめ、多くの皆様から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

これまでの少子化の進行により、児童人口は年々減少しているものの、児童を取り巻く環境には、様々な課題（虐待、家庭の養育力の低下、いじめ、不登校、ひきこもり、非行、経済的困難を抱える家庭、外国人等の特に配慮が必要な家庭等）が山積していることから、児童相談所に対する期待と要請は、年々高まってきているものと考えます。

平成28年度に本県の児童相談所が対応した児童相談件数は、10,292件で前年度比7.2%の減少となりました。しかし、毎年度右肩上がり推移している児童虐待相談件数は1,132件（前年度比104%）で過去最多となり、児童虐待の防止等に関する法律が施行された平成12年度の324件から約3.5倍に増加しています。

国においては、平成28年6月に児童福祉関係法令が改正され、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念及び国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化し、児童相談所の体制・専門性や権限の強化を図るとともに、里親や養子縁組に関する支援を児童相談所の業務として位置づけることになりました。さらに、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部改正が平成29年6月21日に公布され、虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与（施設入所等の措置の承認の申立てがあった場合、家庭裁判所は都道府県等に対し保護者指導を勧告しその結果を踏まえて審判を行うこと）や家庭裁判所による一時保護の審査の導入（親権者の意に反して2ヶ月を超えて一時保護を行う場合には家庭裁判所の承認を得なければならない）、接近禁止命令を行うことができる場合の拡大（虐待を受けた児童について保護者の同意の下で施設入所等が採られた場合であっても児童相談所長等は接見禁止命令を行うことができる）などが盛り込まれました。

これらの状況に対し、児童相談所においては、引き続き体制強化に努めるとともに、職員の専門性向上のための研修や児童虐待防止の啓発活動に取り組んでいるところです。また、各市町村をはじめ各関係機関との緊密な連携・協働を図り、子どもやその家庭に対する一層の支援を図っていきたいと考えています。

さらに、「群馬県家庭的養護推進計画」（計画期間：平成27～41年度）に沿って里親等への委託や施設養護の小規模化を推進し、社会的養護を必要とする子どもの健やかな育ちの実現を目指していきます。

この事業概要は、平成28年度の本県における児童相談所の相談・援助業務の実績をまとめたものです。皆様の日々の業務に御活用いただければ幸いです。

今後とも、本県の児童福祉推進のため、特段の御支援、御協力をよろしくお願い申し上げます。

平成29年8月

群馬県中央児童相談所長

松場 敬一

〃 北部支所長

長谷川 文男

群馬県西部児童相談所長

阿久澤 磨

群馬県東部児童相談所長

関口 浩

# 児童憲章

(昭和26年5月5日制定)

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

- 1 すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
- 2 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 3 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 4 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
- 5 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつつかわれる。
- 6 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 7 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 8 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
- 9 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。
- 10 すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 11 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
- 12 すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

## 目 次

I	児童相談所の機能と役割	1
1	児童相談所の機能	1
2	児童相談所の役割	1
3	児童相談の種類と内容	2
4	児童相談の流れ	3
II	管内概況	4
III	各児童相談所の概要	6
1	中央児童相談所の概況	6
2	西部児童相談所の概況	1 1
3	東部児童相談所の概況	1 4
IV	事業の状況	1 7
1	相談受付の状況	1 7
2	児童心理司活動状況	2 3
3	児童福祉司活動状況	2 4
4	一時保護の状況	2 5
5	その他の事業の実施状況	2 7

## 統 計 表

表 1	相談経路別受付状況	3 4
表 2	相談種別受付状況	3 5
表 3	相談内容別受付状況	3 6
表 4	市町村別相談種別受付状況	4 1
表 5	相談種別年齢別受付状況	4 3
表 6	相談種別対応状況	5 0
表 7	調査・診断及び心理療法・カウンセリングの状況	5 4
表 8	児童心理司の活動状況	5 6
表 9	児童心理司による心理療法・カウンセリング（在宅情緒障害児治療訓練） の状況	5 7
表 1 0	療育手帳の判定の状況	5 7
表 1 1	特別児童扶養手当等診断書発行件数（障害児福祉手当を含む）	5 7
表 1 2	出張相談の状況	5 8
表 1 3	1歳6か月児・3歳児精健及び事後指導の状況	5 9
表 1 4	施設入所再判定の状況	5 9
表 1 5	児童福祉司による在宅指導（法第26条第1項第2号措置）の状況	6 0
表 1 6	児童福祉司による在宅指導（法第27条第1項第2号措置）の状況	6 0
表 1 7	児童福祉施設等の措置及び指定発達支援医療機関委託等状況	6 1
表 1 8	施設入所児童等の措置解除の理由	6 2

表 1 9	里親及び委託児童の状況	6 3
表 2 0	年齢別在宅重症心身障害児（者）数	6 4
表 2 1	措置の停止並びに措置中等の調査・診断・指導	6 5
表 2 2	郡市別一時保護児童数	6 5
表 2 3	一時保護児童相談別援助状況	6 6
表 2 4	一時保護児童性別年齢別状況	6 7
表 2 5	一時保護児童在所日数	6 8
表 2 6	月別一時保護児童の状況(延人員)	6 9
表 2 7	一時保護児童受診の状況(中央児相)	6 9
表 2 8	児童福祉司活動状況	7 0
表 2 9	「こどもホットライン24」電話相談の状況	7 1
《参 考》	関係施設一覧	7 2

# I 児童相談所の機能と役割

## 児童相談所とは

児童相談所とは、児童福祉法第12条の規定に基づく児童福祉のための専門機関で、すべての都道府県及び政令指定都市に設置されています。

市町村と適切な協働・連携・役割分担を図りつつ、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に適切な援助を行う行政機関です。

そのために必要な調査・判定を行ったり、緊急の場合や行動観察のために児童を一時保護して、児童養護施設・乳児院・児童自立支援施設・障害児施設等への入所等の措置なども行います。

## 1 児童相談所の機能

児童相談所は、相談援助活動の理念を実現するため、児童家庭相談に関する一義的な相談窓口である市町村との適切な協働・連携・役割分担を図りつつ、次の機能等を十分に発揮・活用し、その任務を果たしていきます。

### (1) 基本的機能

#### ①市町村援助機能

市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行う機能

#### ②相談機能

児童に関する家庭・その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、必要に応じて児童の家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定（総合診断）し、それに基づいて援助指針（援助方針）を定め、自ら又は関係機関等を活用し一貫した児童の援助を行う機能

#### ③一時保護機能

必要に応じて児童を家庭から離して一時保護する機能

#### ④措置機能

児童又はその保護者を児童福祉司、児童委員（主任児童委員を含む。）、児童家庭支援センター等に指導させ、又は児童を児童福祉施設、指定発達支援医療機関に入所若しくは委託させ、又は里親に委託する等の機能

#### ⑤障害児支援機能

知的障害児が福祉サービスを利用しやすくするために発行される療育手帳の判定や、特別児童扶養手当診断書発行、重症心身障害児判定、障害児入所施設等利用契約等の機能

### (2) 民法上の権限

親権者の親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失の審判の請求、未成年後見人選任及び解任の請求を家庭裁判所に対して行うことができます。

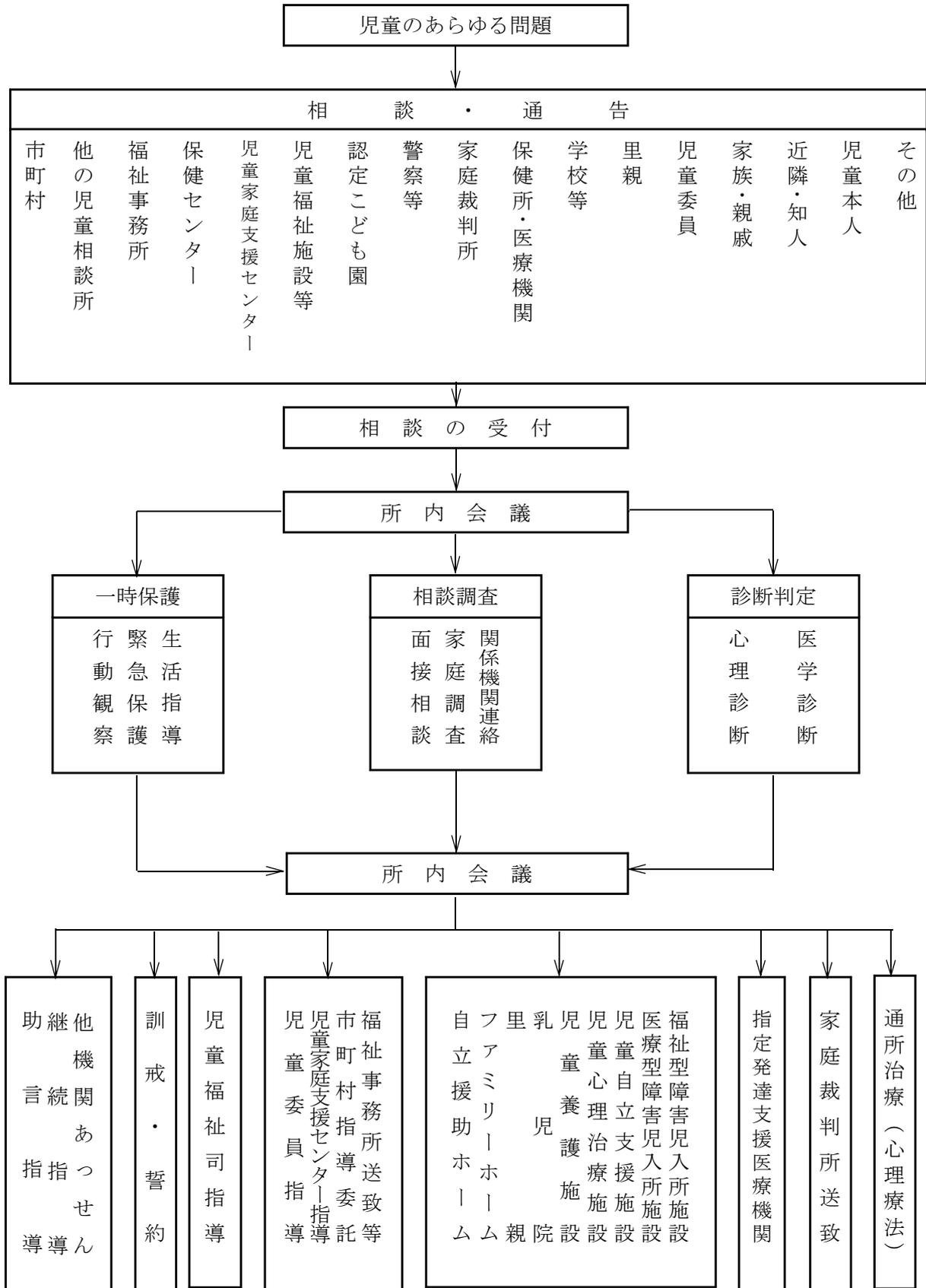
## 2 児童相談所の役割

市町村が児童相談窓口として明確化されたことにより、市町村への援助及び介入的な関わりが必要な困難事例、一時保護や施設入所、専門的ケアが必要な事例への対応に役割が重点化され、児童家庭相談体制の充実を図ることとされています。

### 3 児童相談の種類と内容

種 別		内 容
養 護 相 談	1 児童虐待相談	身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、保護の怠慢・拒否（ネグレクト）に関する相談
	2 その他の相談	保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たない児童等環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談
保 健 相 談	3 保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する児童に関する相談
障 害 相 談	4 肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	5 視聴覚障害相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談。
	6 言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ児童、言語発達遅滞を有する児童等に関する相談。（ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は該当の種別に分類される）
	7 重症心身障害相談	重症心身障害児（者）に関する相談
	8 知的障害相談	知的障害児に関する相談
	9 発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の児童に関する相談
非 行 相 談	10 ぐ犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のご犯行為もしくは飲酒、喫煙等の問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない児童に関する相談
	11 触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談。（受け付けた時には通告がなくても調査の結果、通告が予定されている児童に関する相談を含む）
育 成 相 談	12 性格行動相談	児童の人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する児童に関する相談
	13 不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある児童に関する相談。（非行や精神疾患、養護問題が主である場合等には該当の種別に分類される）
	14 適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	15 育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談
	16 その他の相談	1～15のいずれにも該当しない相談

#### 4 児童相談の流れ



## Ⅱ 管内概況

### 所管区域図



区分	面積	構成比
中央	3,809.66Km <sup>2</sup>	59.9%
西部	1,700.91Km <sup>2</sup>	26.7%
東部	851.76Km <sup>2</sup>	13.4%
全県	6,362.33Km <sup>2</sup>	100.0%

区分	総人口	構成比
中央	832,404人	42.3%
西部	568,532人	28.9%
東部	565,651人	28.8%
全県	1,966,587人	100.0%

区分	1Km <sup>2</sup> 当り
中央	218.5人
西部	334.3人
東部	664.1人
全県	309.1人

区分	児童人口	構成比
中央	128,472人	42.1%
西部	87,397人	28.7%
東部	89,095人	29.2%
全県	304,964人	100.0%

(注) 総人口及び児童人口については、「群馬県年齢別人口統計調査結果」(H28.10.1現在)による。

管内別の人口及び児童人口

児相別	市町村別	世帯数	人口	児童（0歳～17歳）人口									
				0歳～1歳	2歳～3歳	4歳～5歳	6歳～7歳	8歳～9歳	10歳～11歳	12歳～13歳	14歳～15歳	16歳～17歳	合計
中央児相	前橋市	138,265	335,419	4,953	5,043	5,272	5,527	5,697	5,656	6,108	6,315	6,620	51,191
	伊勢崎市	81,373	209,189	3,524	3,517	3,724	3,819	3,990	4,022	4,247	4,535	4,563	35,941
	沼田市	19,207	48,073	618	669	666	702	814	860	890	936	1,006	7,161
	渋川市	28,964	77,634	921	989	1,085	1,129	1,124	1,210	1,309	1,411	1,561	10,739
	榛東村	4,928	14,255	231	202	229	258	272	280	278	279	315	2,344
	吉岡町	7,508	21,324	430	459	436	480	456	450	469	472	448	4,100
	中之条町	6,498	16,565	168	158	184	228	222	247	281	303	289	2,080
	長野原町	2,351	5,459	51	48	66	68	77	77	105	100	105	697
	嬭恋村	3,734	9,658	101	109	127	133	160	140	153	173	157	1,253
	草津町	3,352	6,498	63	65	72	60	81	77	110	108	89	725
	高山村	1,180	3,674	37	52	56	56	68	59	70	86	73	557
	東吾妻町	5,203	13,870	121	138	148	169	186	184	218	220	225	1,609
	片品村	1,544	4,273	27	46	43	59	52	61	79	79	87	533
	川場村	976	3,634	48	48	54	53	52	72	57	74	68	526
	昭和村	2,522	7,283	90	99	110	110	122	125	152	150	134	1,092
	みなかみ町	7,640	18,978	159	199	200	226	235	247	283	342	377	2,268
	玉村町	14,560	36,618	490	512	563	579	615	610	692	729	866	5,656
計	329,805	832,404	12,032	12,353	13,035	13,656	14,223	14,377	15,501	16,312	16,983	128,472	
西部児相	高崎市	151,978	370,916	5,929	6,001	6,287	6,521	6,744	6,786	6,992	7,112	7,203	59,575
	藤岡市	24,921	65,230	742	866	963	1,113	1,115	1,201	1,226	1,263	1,319	9,808
	富岡市	18,398	49,204	602	666	709	778	788	877	967	960	984	7,331
	安中市	22,411	57,804	618	666	756	884	885	938	981	1,064	1,124	7,916
	上野村	575	1,219	19	14	15	15	16	16	26	17	20	158
	神流町	877	1,878	8	8	12	8	10	14	18	13	9	100
	下仁田町	2,996	7,311	47	36	44	54	54	76	81	101	103	596
	南牧村	942	1,911	4	5	10	11	7	2	14	10	16	79
	甘楽町	4,569	13,059	142	149	171	193	223	213	217	254	272	1,834
	計	227,667	568,532	8,111	8,411	8,967	9,577	9,842	10,123	10,522	10,794	11,050	87,397
東部児相	桐生市	46,134	113,191	1,186	1,285	1,383	1,507	1,687	1,652	1,852	2,104	2,270	14,926
	太田市	87,738	220,580	3,643	3,841	4,103	4,247	4,392	4,363	4,540	4,696	4,481	38,306
	館林市	30,394	76,128	1,022	1,092	1,208	1,238	1,308	1,360	1,459	1,510	1,588	11,785
	みどり市	19,144	50,743	754	753	794	859	966	926	1,027	1,074	1,121	8,274
	板倉町	5,449	14,839	121	164	189	237	239	239	262	264	280	1,995
	明和町	4,066	11,108	168	158	186	183	187	207	203	206	203	1,701
	千代田町	4,025	11,265	146	182	186	185	206	210	207	250	205	1,777
	大泉町	18,377	41,467	694	668	686	688	704	710	684	803	761	6,398
	邑楽町	9,675	26,330	304	326	396	419	481	464	514	522	507	3,933
	計	225,002	565,651	8,038	8,469	9,131	9,563	10,170	10,131	10,748	11,429	11,416	89,095
合計	782,474	1,966,587	28,181	29,233	31,133	32,796	34,235	34,631	36,771	38,535	39,449	304,964	
児童人口構成比				9.2%	9.6%	10.2%	10.8%	11.2%	11.4%	12.1%	12.6%	12.9%	100.0%

(注) 世帯数については「群馬県移動人口調査結果」(H28.10.1現在)、人口及び児童人口については「群馬県年齢別人口統計調査結果」(H28.10.1現在)による。

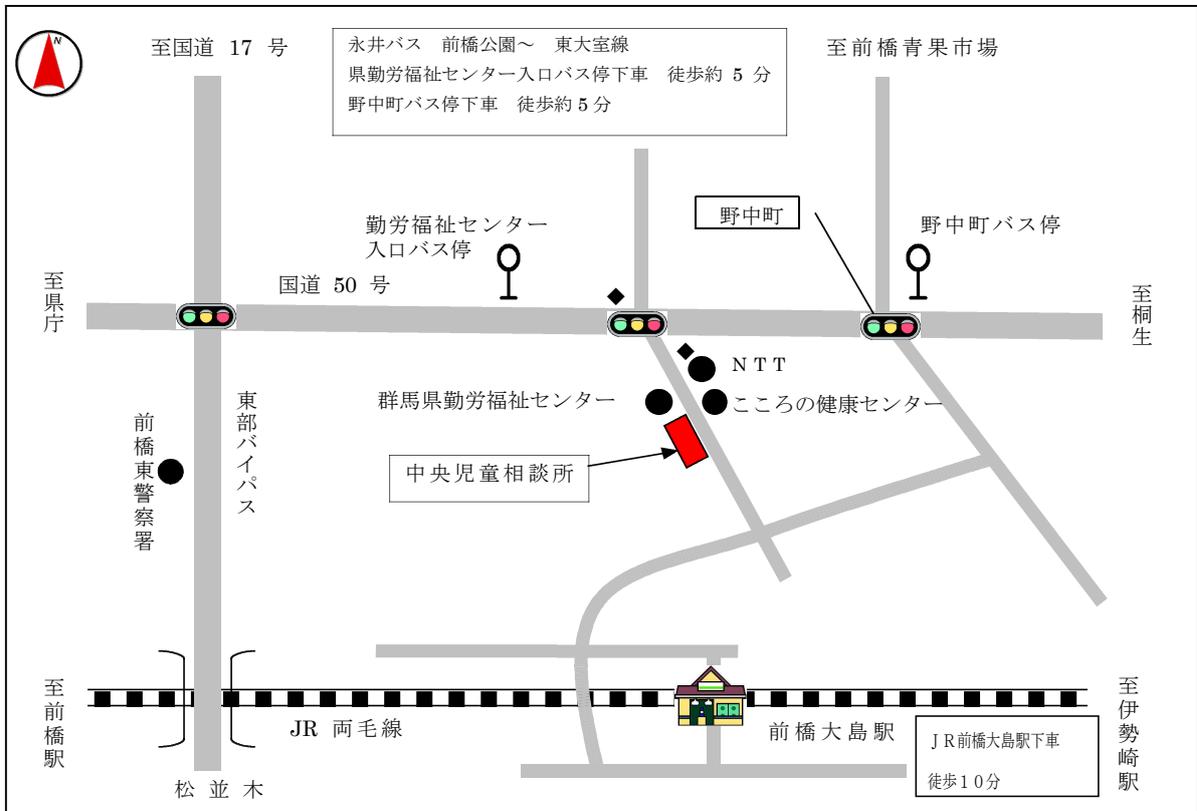
### Ⅲ 各児童相談所の概要

#### 1 中央児童相談所の概況



(1) 所在地：①中央児童相談所

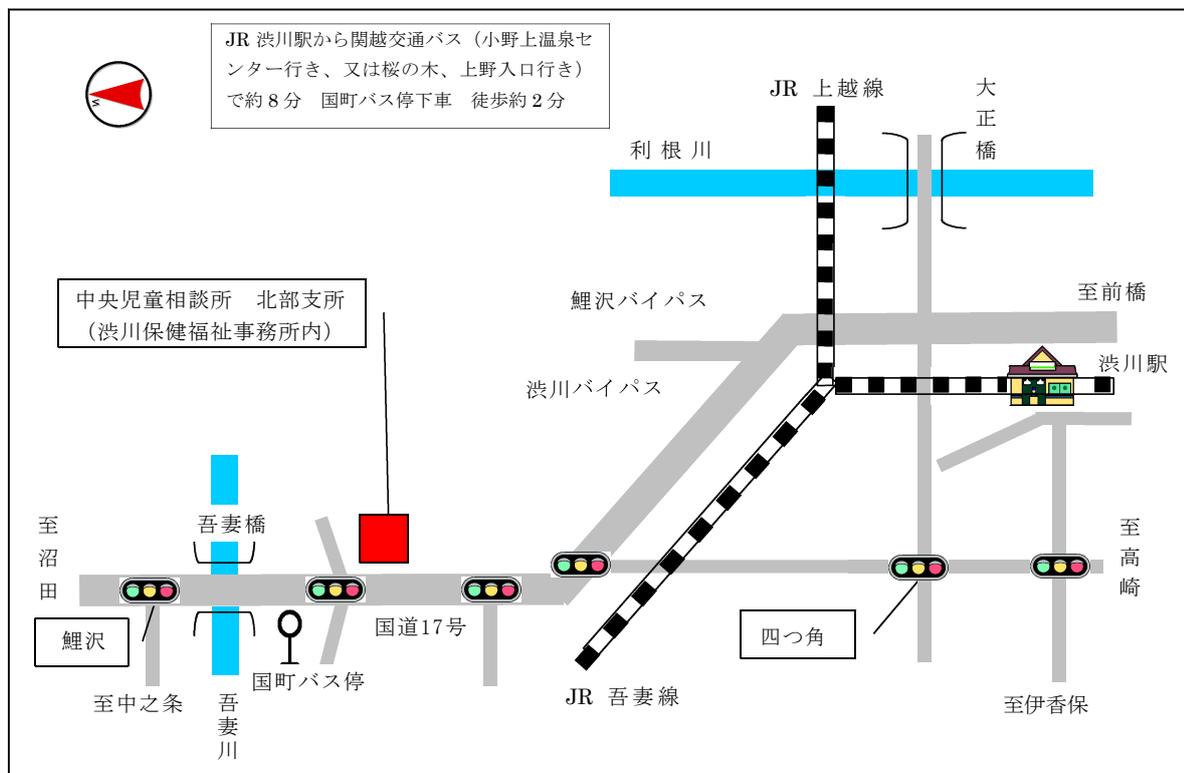
〒379-2166 群馬県前橋市野中町360番地の1  
電話 027-261-1000 (FAX 027-261-7333)



②中央児童相談所 北部支所

〒377-0027 群馬県渋川市金井394 (渋川保健福祉事務所内)

電話 0279-20-1010 (FAX 0279-22-2277)



<中央児童相談所 (北部支所除く) 施設概要>

(2) 敷地面積 9,648.54㎡

(3) 建物

本館 鉄筋コンクリート造り2階建 (1,041.43㎡)

一時保護所 (幼児棟) 鉄筋コンクリート造り平屋建 (298.48㎡)

一時保護所 (学齢児棟) 鉄筋コンクリート造り2階建 (1,555.57㎡)

(4) 沿革

昭和23年5月5日 前橋市大手町 (旧曲輪町) 済生会前橋診療所の2階に群馬県児童相談所として発足する。

昭和24年3月30日 前橋市住吉町 (旧小柳町) に庁舎新築移転、同時に一時保護所開設それぞれ出先機関 (庁) として独立する。

昭和27年3月31日 組織を庶務係、相談措置係、判定指導係、一時保護係の4係制とする。

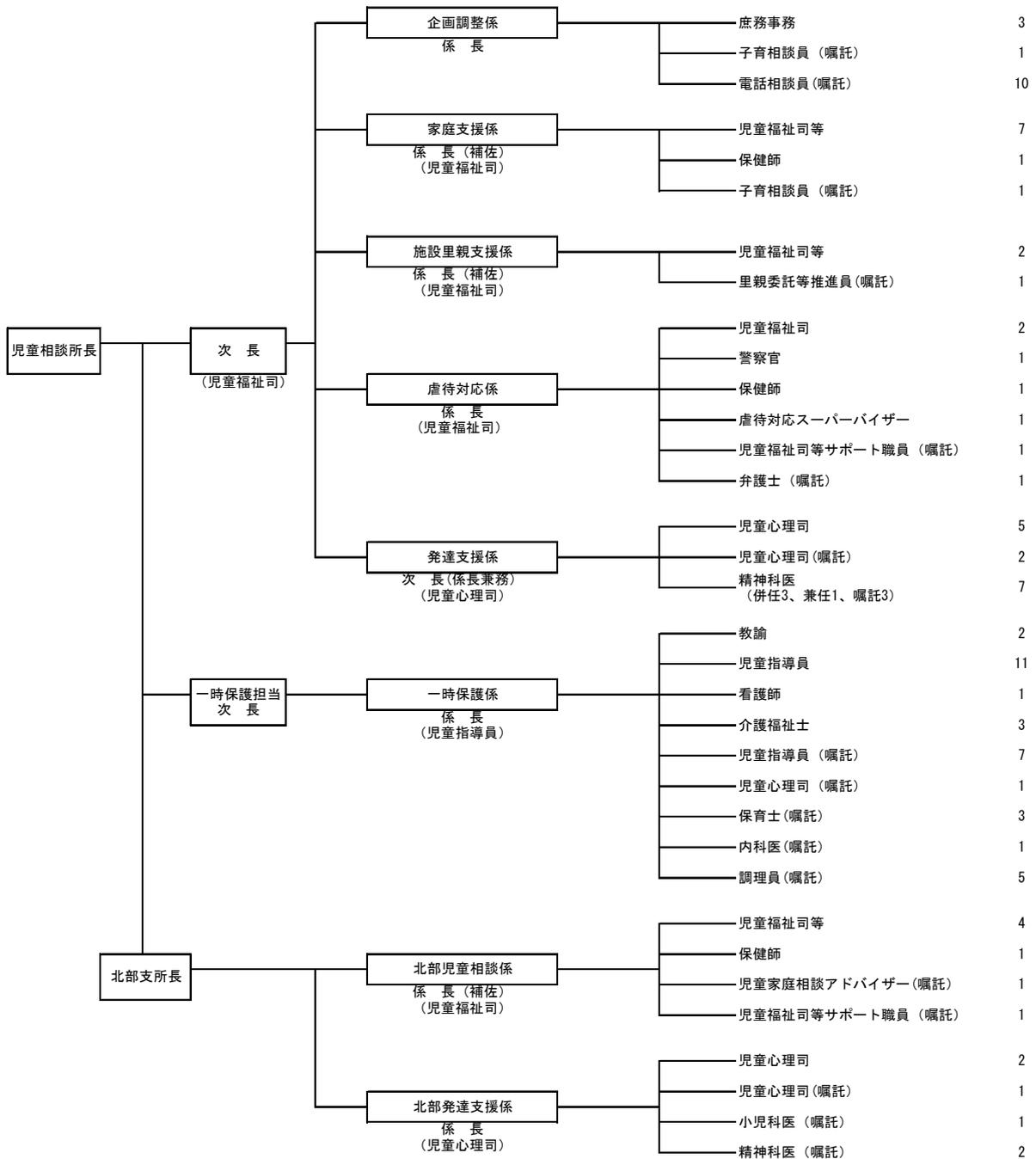
昭和32年10月31日 組織を相談調査課、判定指導課、一時保護課、児童福祉司室の3課1室制とする。

昭和35年5月1日 高崎児童相談所設置により群馬県中央児童相談所と名称が改められ、所管区域が前橋市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、勢多郡、北群馬郡、吾妻郡、利根郡、佐波郡、新田郡、山田郡、邑楽郡と定められる。(7市8郡)

- 昭和38年10月1日 前橋市下小出町689番地の1に新築移転する。
- 昭和42年8月1日 太田児童相談所設置により所管区域が前橋市、伊勢崎市、沼田市、渋川市、勢多郡、北群馬郡、吾妻郡、利根郡、佐波郡と定められる。(4市5郡)
- 昭和44年4月1日 群馬県精神薄弱者更生相談所が併設される。
- 昭和46年8月1日 組織を企画調整課、相談調査課、判定指導課、一時保護課とする。
- 昭和47年8月1日 言語訓練コーナー開設。
- 昭和48年9月1日 言語訓練コーナーは、言語訓練室として福祉会館内に移転、機能設備を充実して事業を開始する。
- 昭和52年4月1日 次長を置く。
- 昭和53年4月1日 群馬県精神薄弱者更生相談所は分離され、群馬県心身障害者福祉センターに移転する。
- 昭和59年3月16日 前橋市野中町360番地の1に新築移転する。  
言語訓練室を新庁舎内に統合した。
- 平成4年3月1日 「こども家庭110番」設置。
- 平成5年8月10日 電話相談室を増設する。
- 平成11年4月1日 中部福祉事務所・中部保健所・中央児童相談所が統合されたことに伴い、前橋保健福祉事務所児童相談部となる。組織を相談調査課、判定指導課、一時保護課とする。  
高崎・太田児童相談所の一時保護所を中央児童相談所の一時保護所に統合する。  
管轄区域整合化に伴い、勢多郡新里村、黒保根村及び東村の管轄が太田児童相談所へ変更になる。
- 平成12年4月1日 夜間電話相談(20:30~8:30)開始。
- 平成14年7月15日 一時保護所増築(定員17→21人)。電話相談室増築。
- 平成15年4月1日 組織を相談調査グループ、虐待対応グループ、判定指導グループ、一時保護グループとする。
- 平成16年3月15日 一時保護所事務室増築。
- 平成16年4月1日 名称が前橋保健福祉事務所こども相談部となる。組織を子育て支援グループ、家庭支援グループ、虐待対応グループ、発達支援グループ、保護支援グループとする。  
附置機関としてぐんまこども相談センターを設置する。
- 平成17年4月1日 前橋保健福祉事務所からこども相談部が独立し、中央児童相談所となる。吾妻地域、利根沼田地域の相談窓口として、中之条保健福祉事務所に吾妻児童相談グループを、沼田保健福祉事務所に利根沼田児童相談グループを設置する。
- 平成18年4月1日 前橋市新前橋町13番地の12(社会福祉総合センター内)に附置機関として発達障害者支援センターを設置する。
- 平成19年4月1日 虐待対策主監を置く。
- 平成19年10月20日 仮設庁舎設置。(子育て支援グループ、保護支援グループ事務室)
- 平成20年3月31日 ぐんまこども相談センターを廃止する。

- 平成20年4月1日 組織を企画調整係（新設）、家庭支援係、施設里親支援係（新設）、虐待対応係、発達支援係、一時保護係、吾妻児童相談係（中之条保健福祉事務所駐在）、利根沼田児童相談係（沼田保健福祉事務所駐在）とする。  
発達障害者支援センターが独立機関となる。  
電話相談の名称を「こどもホットライン24」とする。
- 平成21年7月1日 一時保護所内に幼児棟を仮設設置。
- 平成22年3月31日 虐待対策主監、スーパーバイザーを廃止する。
- 平成22年4月1日 渋川市（渋川保健福祉事務所内）に北部支所を開設。同時に吾妻児童相談係（中之条保健福祉事務所駐在）、利根沼田児童相談係（沼田保健福祉事務所駐在）を廃止する。
- 平成23年8月8日 一時保護所学齢児棟を開設、運用開始。 } 一時保護所定員21人→36人
- 平成24年3月22日 一時保護所幼児棟運用開始。 }
- 平成26年4月1日 虐待対応スーパーバイザーを置く。
- 平成29年4月1日 北部支所に北部発達支援係を設置する。  
弁護士（嘱託）を置く。

(5) 機 構(平成29年4月1日現在)

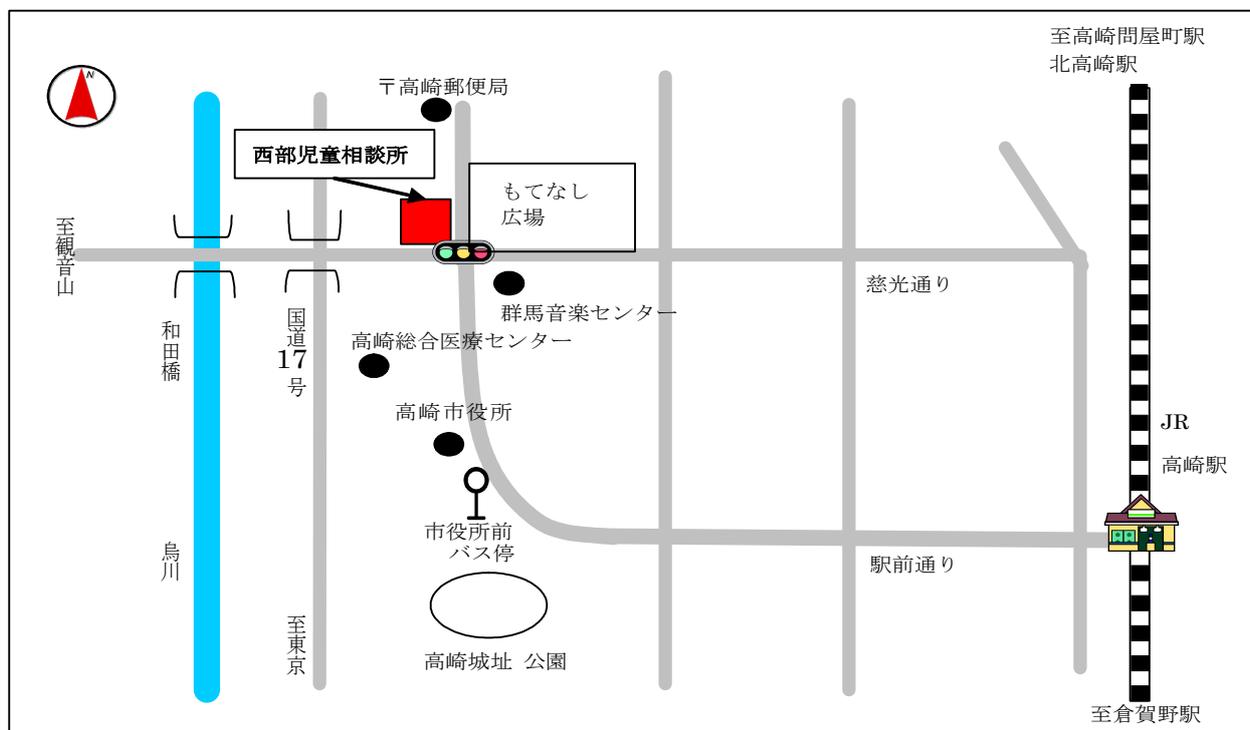


## 2 西部児童相談所の概況



### (1) 所在地

〒370-0829 群馬県高崎市高松町6番地  
 電話 027-322-2498 (FAX 027-322-5602)



(2) 敷地面積 3,365.00㎡

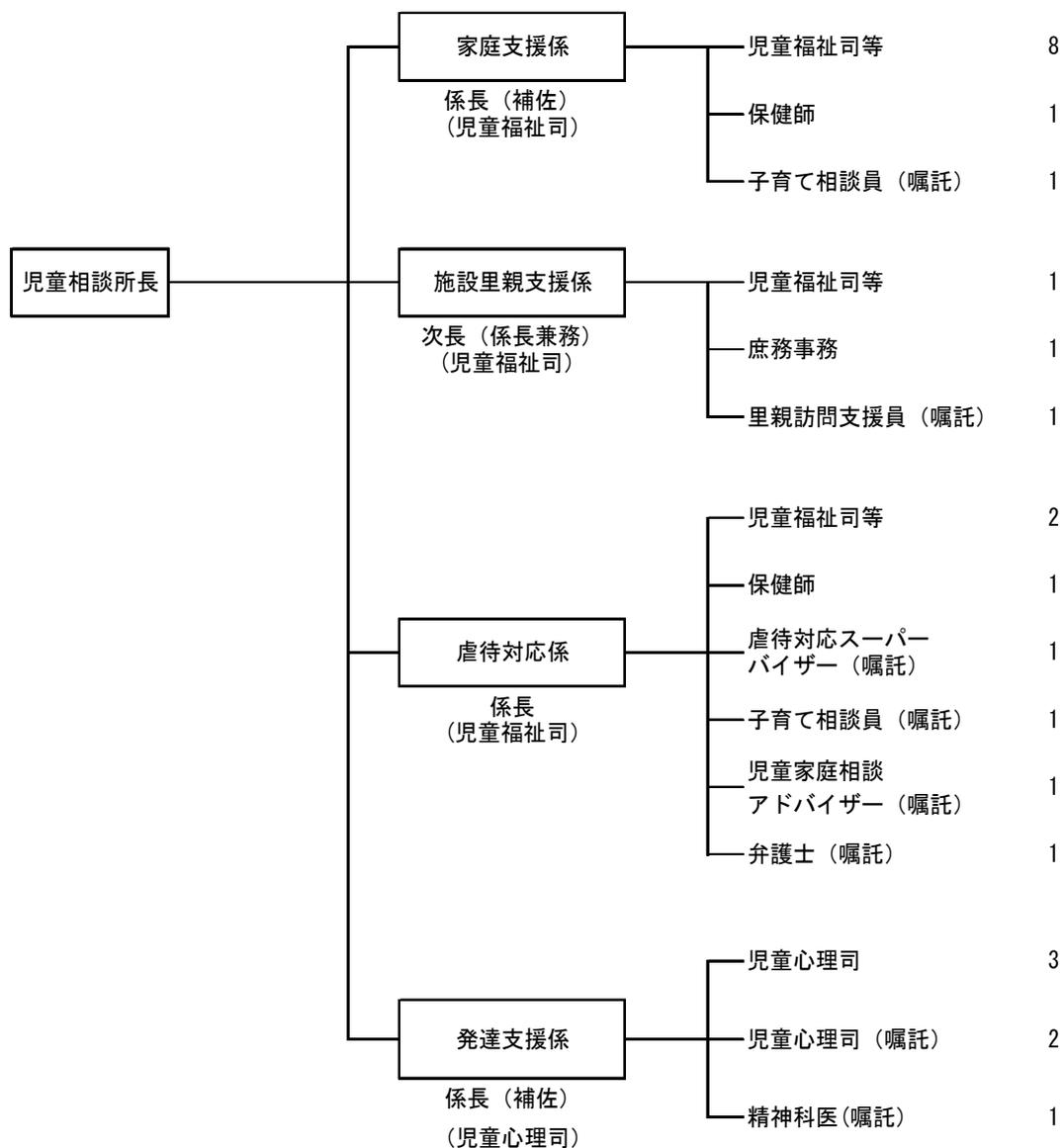
(3) 建 物

事務所棟 鉄筋コンクリート3階建 (1,509.00㎡)

(4) 沿 革

- 昭和35年5月1日 高崎市中豊岡町170番地の2に群馬県高崎児童相談所として発足。所管区域を高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、群馬郡、多野郡、甘楽郡、碓氷郡と定められる。(4市4郡)
- 昭和46年8月1日 組織を保護措置課、相談判定課とする。
- 昭和54年4月27日 高崎市八幡町215番地に新築移転する。
- 昭和55年4月1日 次長を置く。
- 平成11年4月1日 西部福祉事務所・西部保健所・高崎児童相談所が統合されたことに伴い、高崎保健福祉事務所児童相談部となる。組織を相談調査課、判定指導課とする。一時保護所は中央児童相談所へ統合
- 平成11年6月7日 高崎市高松町6番地(旧西部保健所庁舎)へ移転する。
- 平成15年4月1日 組織を相談調査グループ、判定指導グループとする。各グループ員からなる虐待防止活動サポートチームを新設する。
- 平成16年4月1日 高崎保健福祉事務所こども相談部と名称を変更する。併せて組織を家庭支援グループ、発達支援グループとする。
- 平成17年4月1日 高崎保健福祉事務所からこども相談部が独立し、西部児童相談所となる。
- 平成18年4月1日 組織改正により虐待対応グループを設置する。
- 平成20年4月1日 組織を家庭支援係、施設里親支援係(新設)、発達支援係、虐待対応係とする。
- 平成21年4月1日 虐待対策専門官を置く。
- 平成24年3月31日 虐待対策専門官を廃止する。
- 平成26年4月1日 虐待対応スーパーバイザーを置く。
- 平成29年4月1日 弁護士(嘱託)を置く。

(5) 機 構(平成29年4月1日現在)

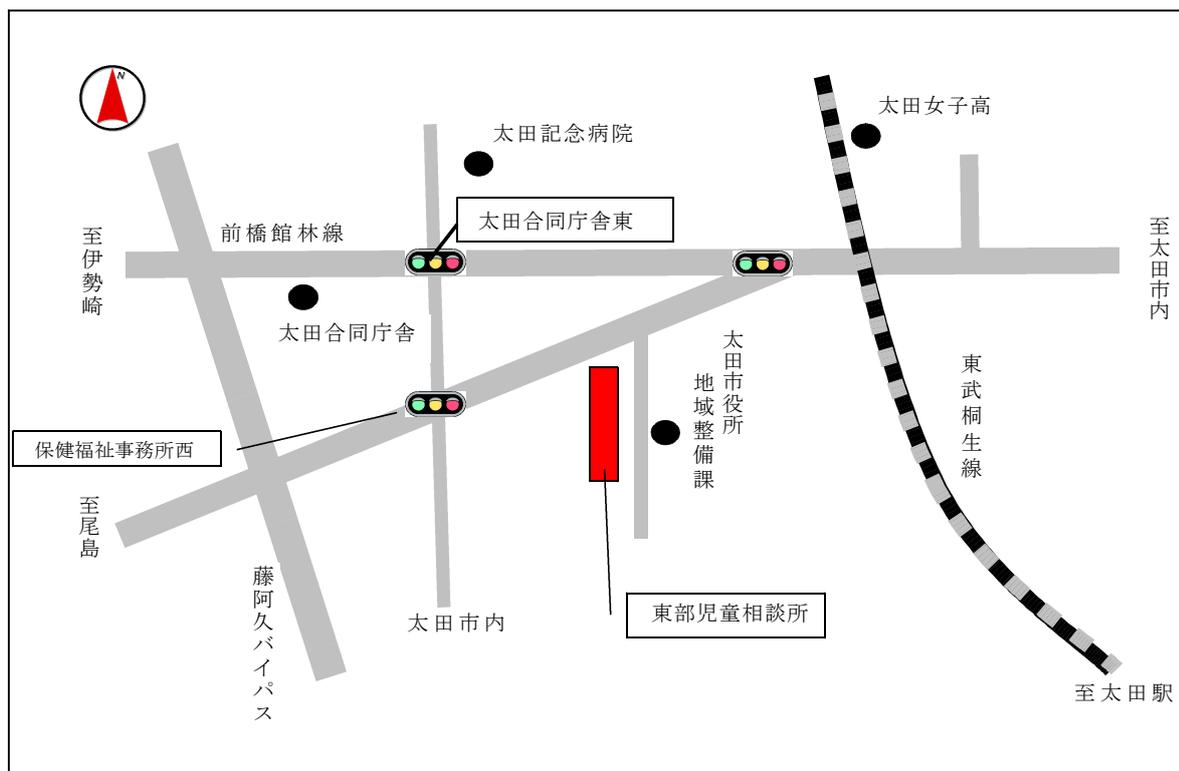


### 3 東部児童相談所の概況



(1) 所在地

〒373-0033 群馬県太田市西本町41番34号  
 電話 0276-31-3721 (FAX 0276-32-3648)



(2) 敷地面積 4,772.90㎡

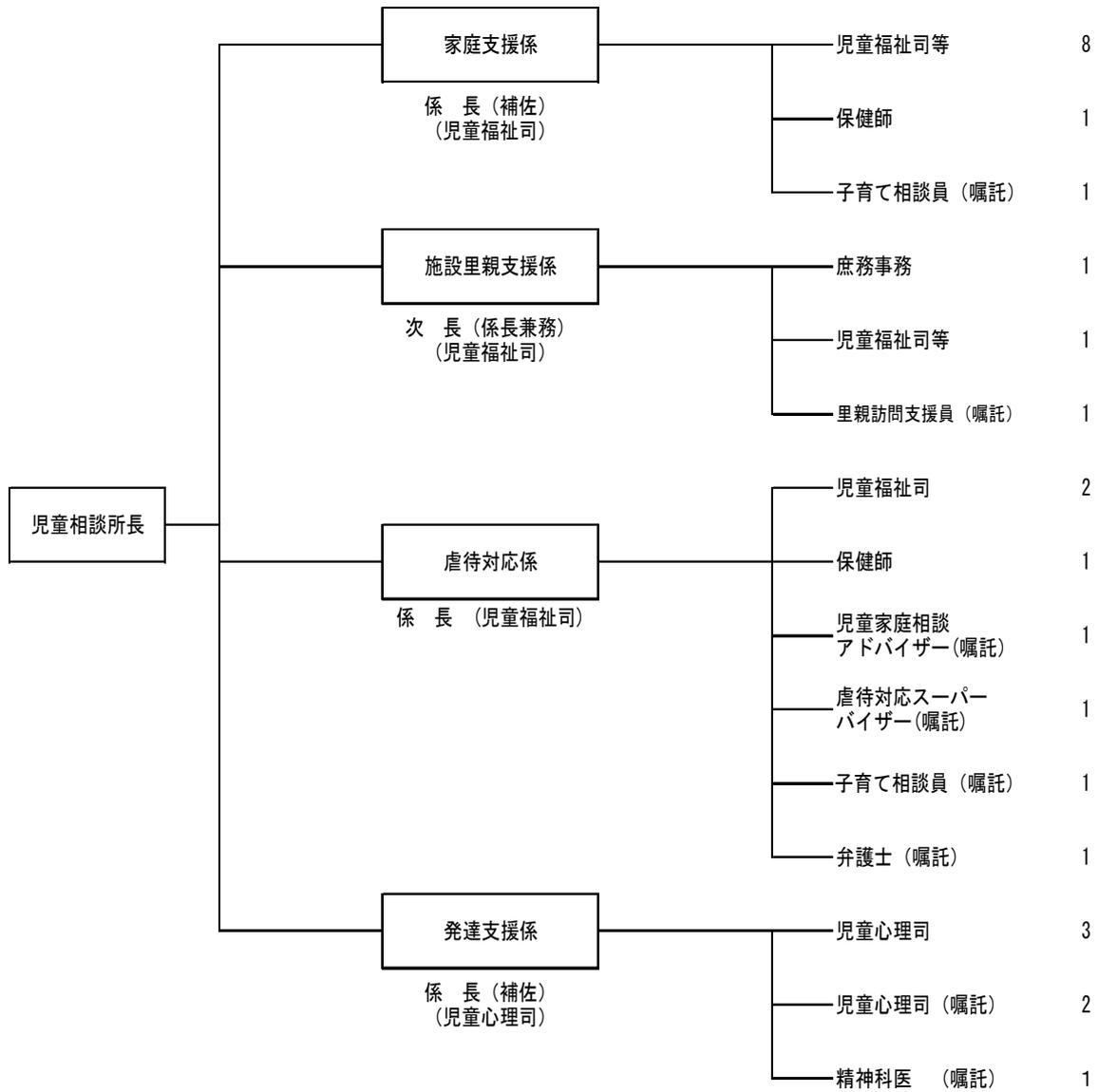
(3) 建物

事務所棟 鉄筋コンクリート2階建 (946.50㎡)

(4) 沿革

- 昭和42年8月1日 太田市本町36番地の11に群馬県太田児童相談所として発足 所管区域を桐生市、太田市、館林市、新田郡、山田郡、邑楽郡と定められる。(3市3郡)
- 昭和46年8月1日 組織を保護措置課、相談判定課とする。
- 昭和49年11月21日 太田市西本町60番27号に新築移転する。
- 昭和56年4月1日 次長を置く。
- 平成11年4月1日 東部保健所・東部福祉事務所・太田児童相談所が統合されたことに伴い、太田保健福祉事務所児童相談部となる。組織を相談調査課、判定指導課とする。一時保護所は中央児童相談所へ統合。管轄区域整合化に伴い、勢多郡新里村、黒保根村 及び東村が、所管区域となる。
- 平成11年6月7日 太田市西本町41番34号(旧東部保健所庁舎)へ移転する。
- 平成15年4月1日 組織を相談調査グループ、判定指導グループとする。各グループ員からなる虐待防止活動サポートチームを新設する。
- 平成16年4月1日 太田保健福祉事務所こども相談部と名称を変更する。併せて組織を家庭支援グループ、発達支援グループとする。
- 平成17年4月1日 太田保健福祉事務所からこども相談部が独立し、東部児童相談所となる。
- 平成18年4月1日 組織改正により虐待対応グループを設置する。
- 平成20年4月1日 組織を家庭支援係、施設里親支援係(新設)、発達支援係、虐待対応係とする。
- 平成26年4月1日 虐待対応スーパーバイザーを置く。
- 平成29年4月1日 弁護士(嘱託)を置く。

(5) 機 構 (平成29年4月1日現在)



# IV 事業の状況

## 1 相談受付の状況

### (1) 全体概況

平成28年度の群馬県全体における相談受理件数は10,292件で、対前年度比798件(7.2%)の減少となっている。これは、児童人口1,000人(注1)に対して33.7件(H27年度35.0件)である。

また、最近10年間の相談受理件数の推移は図1-1のとおりである。総件数は平成16年度に大きく増加しそれ以降も高い水準で推移している。さらに、経路別受理件数の内訳は、図1-2のとおりであり、家族・親戚からが約6割を占めている。この経路は育成相談や障害相談に関するものが多い。

[統計資料:表1、2参照]

(注1)児童人口については、「群馬県年齢別人口統計調査結果」(H28.10.1現在)の児童人口(304,964人)による。

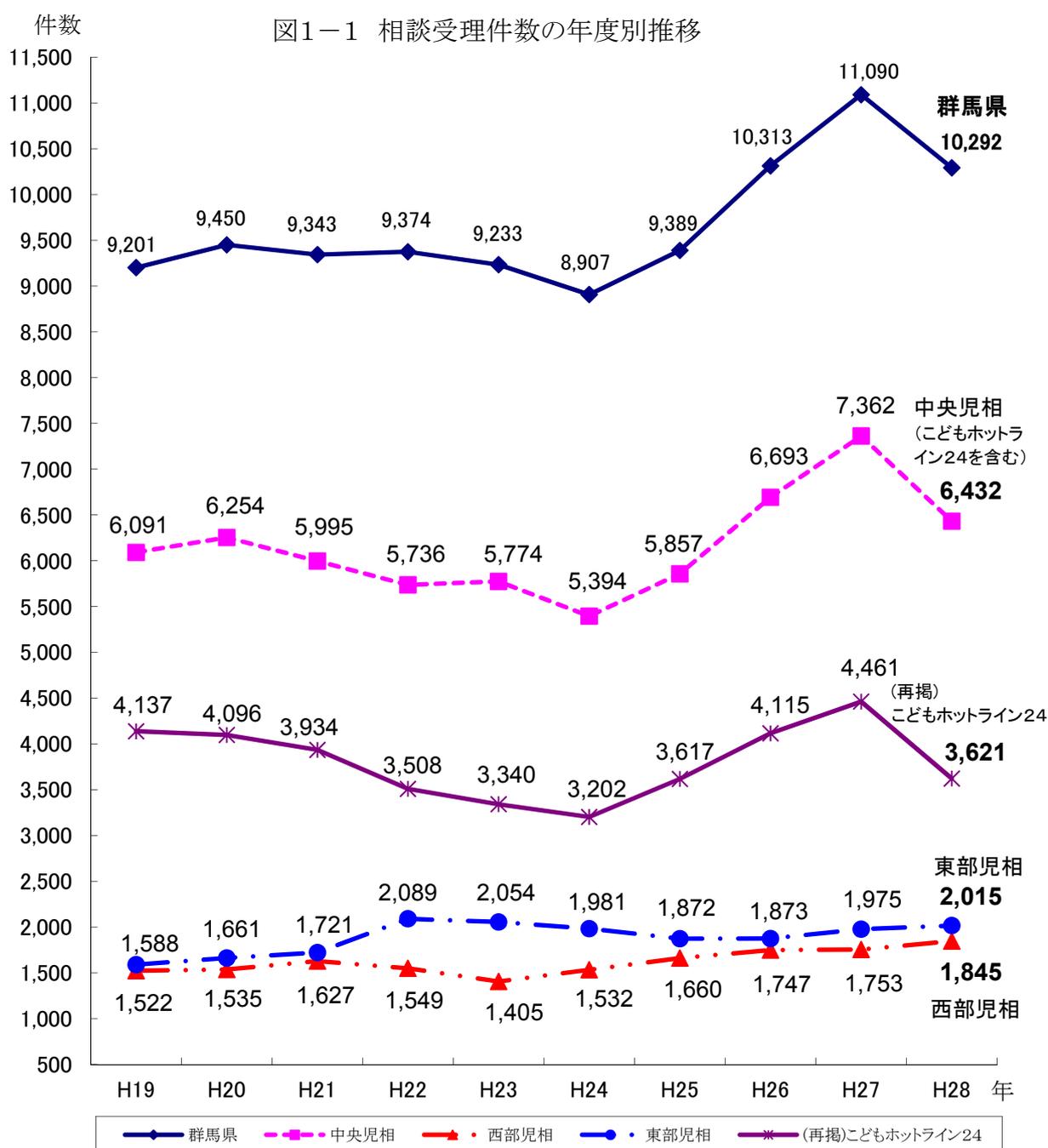
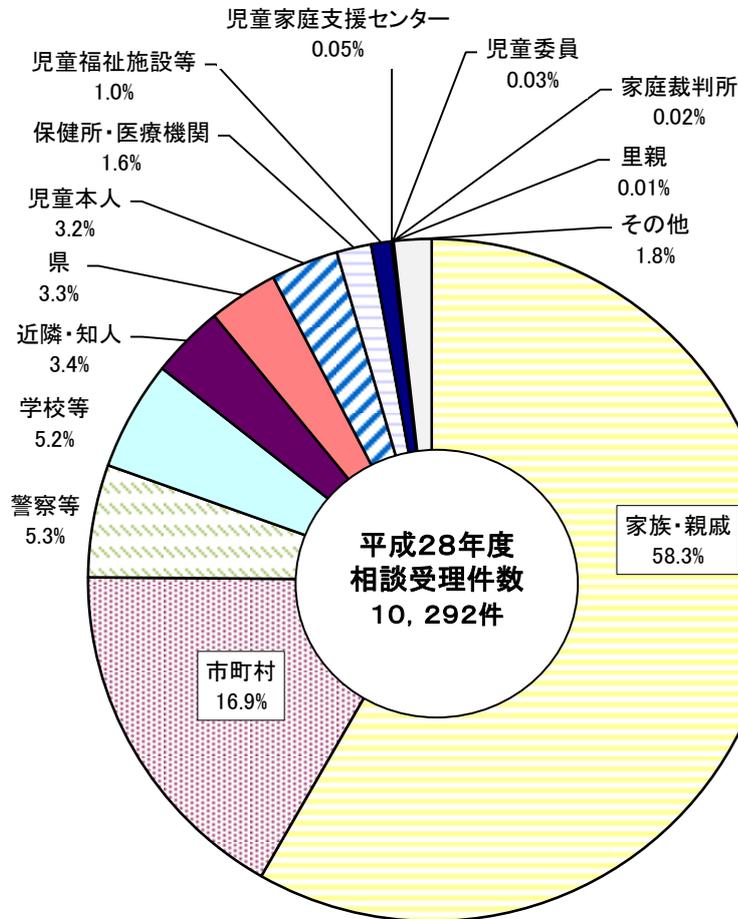


図1-2 経路別受理件数

- |              |            |           |
|--------------|------------|-----------|
| □ 家族・親戚      | □ 市町村      | □ 警察等     |
| □ 学校等        | ■ 近隣・知人    | ■ 県       |
| □ 児童本人       | □ 保健所・医療機関 | ■ 児童福祉施設等 |
| ■ 児童家庭支援センター | □ 児童委員     | ■ 家庭裁判所   |
| □ 里親         | □ その他      |           |



	家族・親戚	市町村	警察等	学校等	近隣・知人	県	児童本人	保健所・医療機関
中央児相	4,284	267	118	142	153	87	300	73
北部支所	276	350	73	72	37	38	3	12
西部児相	776	465	144	170	91	117	16	27
東部児相	660	654	214	150	74	95	8	55
<b>群馬県</b>	<b>5,996</b>	<b>1,736</b>	<b>549</b>	<b>534</b>	<b>355</b>	<b>337</b>	<b>327</b>	<b>167</b>

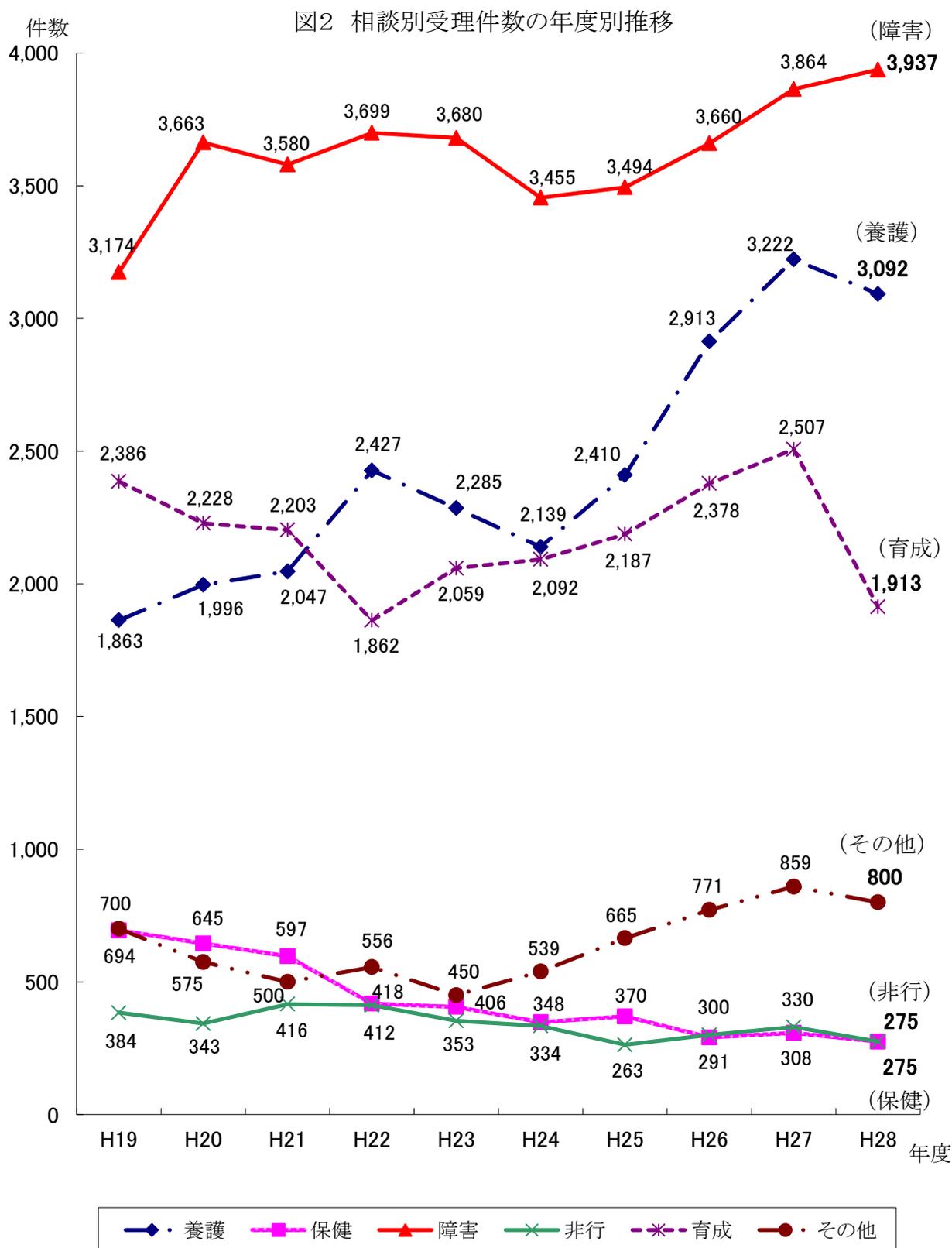
	児童福祉施設等	児童家庭支援センター	児童委員	家庭裁判所	里親	その他	計
中央児相	27	1	1			71	5,524
北部支所	20					27	908
西部児相	15	1	2	1	1	19	1,845
東部児相	36	3		1		65	2,015
<b>群馬県</b>	<b>98</b>	<b>5</b>	<b>3</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>182</b>	<b>10,292</b>

(2) 相談別受理状況

最近10年間の相談別受理件数の推移(図2)は次のとおりである。

平成28年度は、前年度に比べて相談件数が全体的に減少しており、なかでも育成相談、非行相談の減少率が大きい。一方、障害相談については、増加傾向が続いている。

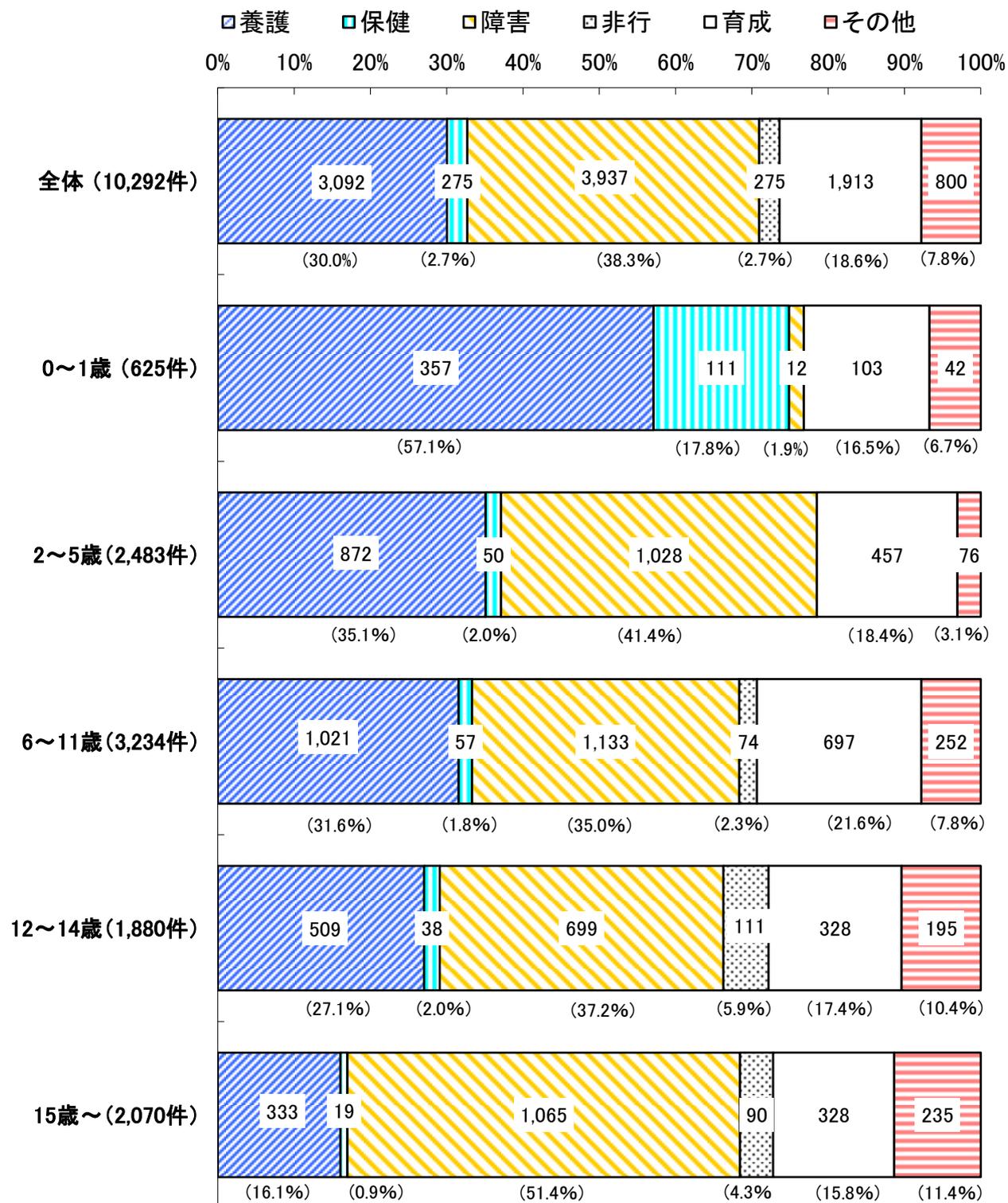
[統計資料:表2参照]



### (3) 年齢別受理状況

児童相談所が平成28年度に受理した相談件数について、児童の年齢層別に相談内容別構成割合を示したものが下図である。この図に見るように、各年齢層によって相談内容の構成割合が異なる。例えば、0～1歳は、養護相談(虐待相談を含む)が50%以上を占め、保健相談の割合も他の年齢層に比べて高い。2～5歳からは障害相談の割合が高くなり、また、12～14歳では非行相談の割合が高くなっている。

図3 年齢別の相談内容別構成割合



(4) 虐待相談

平成28年度の虐待相談は、前年度比44件(4.0%)増の1,132件で過去最多となった。平成21年度と比較すると約2倍の増加となっている。

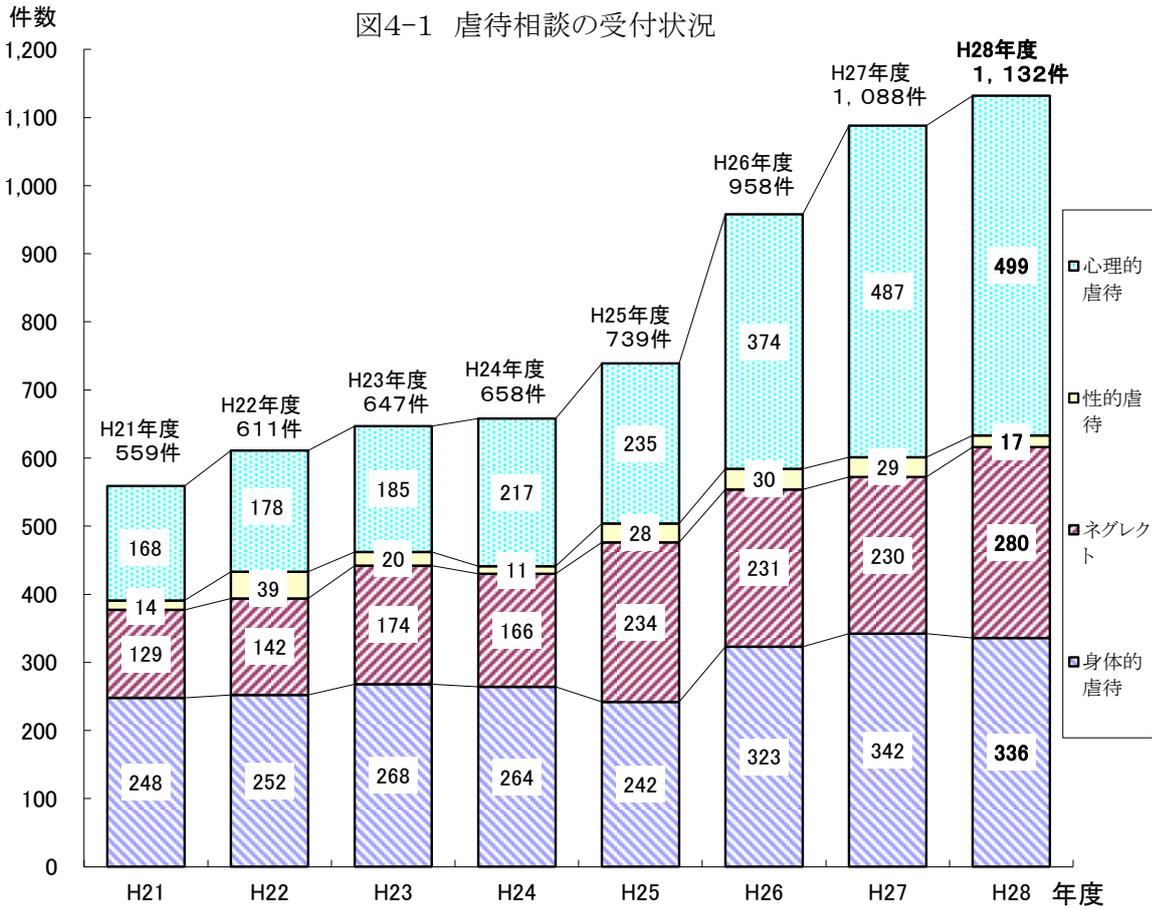


図4-2 虐待相談の経路(平成28年度:1,132件)

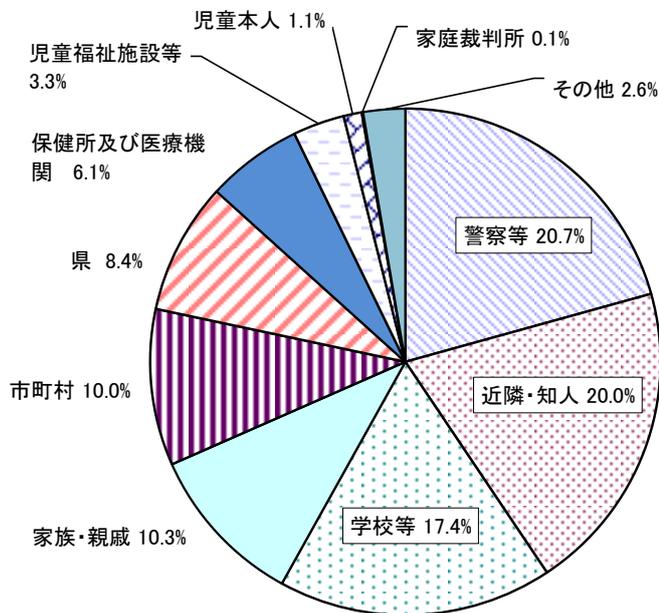


図4-3 虐待種別・年齢別状況

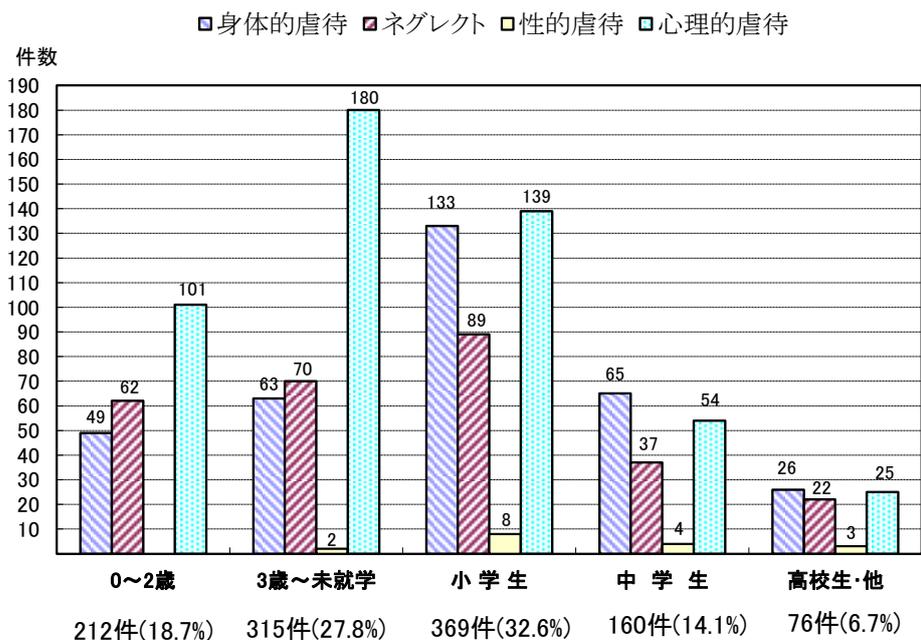


図4-4 主な虐待者

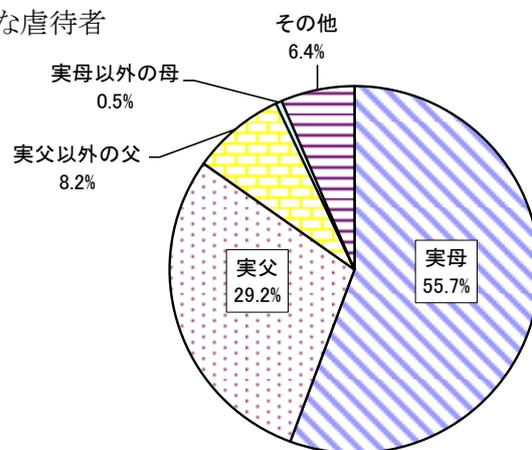
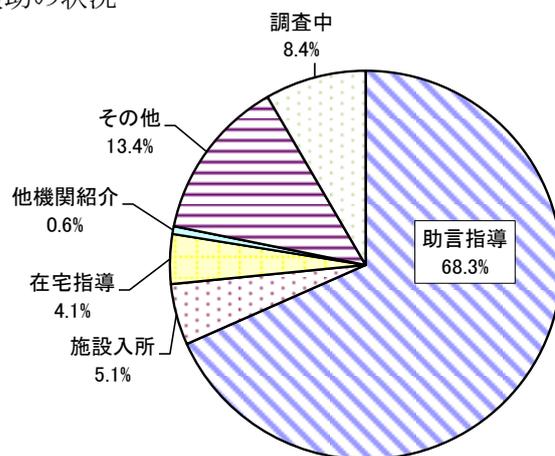


図4-5 援助の状況



## 2 児童心理司活動状況

児童心理司は、嘱託精神科医等の医師と連携しながら、子どもや保護者等の相談に応じ、面接、心理検査、観察等によってアセスメントを行ったり、子どもや保護者、関係者等に助言や心理療法・カウンセリングを行っている。発達障害の相談や虐待通告の増加と相まって、生育史を正確に把握できなかつたり、家族歴等が複雑で支援の困難な事例が増え、心理司の果たす役割が拡大し多様化してきたことから、平成17年に、従来の名称である心理判定員から児童心理司の呼称が用いられるようになってきている。平成24年からは、一時保護児童への心理ケアを担当する一時保護所心理司が配置されている。

平成28年度、児童相談所に配置された総児童心理司数は25人、うち嘱託児童心理司7人、嘱託一時保護所心理司1人であり、およそ三分の一を嘱託が占めている。また、一時保護所心理司を除く児童心理司と総児童福祉司等数の割合は1:2.43である。（「嘱託児童心理司1人=0.75人」として算出）

### (1) 活動内容(統計表8～14参照)

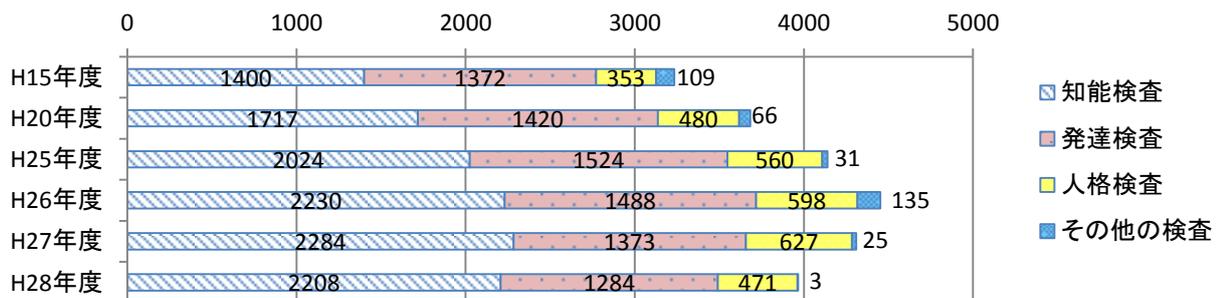
- ①療育手帳等行政福祉サービス利用のための判定及び証明事務
- ②アセスメント及び支援
- ③集団心理療法(キャンプ訓練等)
- ④市町村支援

### (2) 活動形態

来所及び家庭・学校・施設等へのアウトリーチにより、アセスメントや支援を行っている。また、遠隔地等に居住している県民向けに、出張による判定や相談(巡回相談、出張判定、1歳6ヶ月児・3歳児精健及び事後指導)を行っている。

### (3) 心理検査実施状況

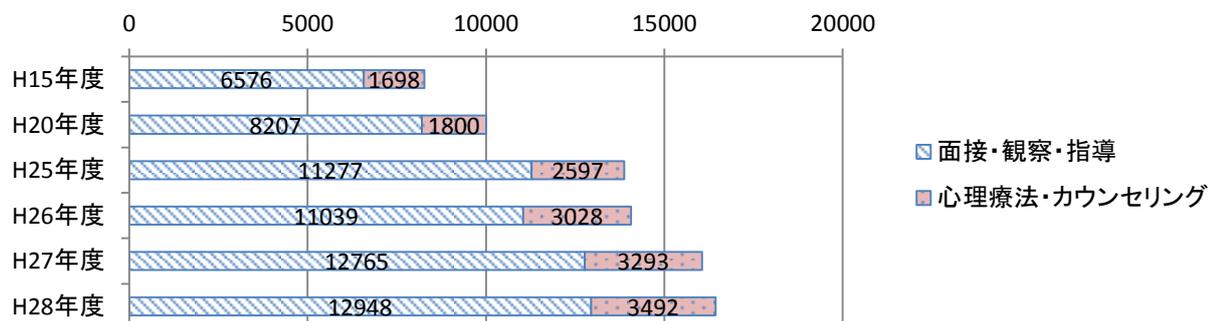
アセスメントのために使用する心理検査は知能検査、発達検査、人格検査、その他の検査に分類されている。近年、発達障害相談に関連し、保護者等による心理検査結果の活用への意識が高まり、知能検査を中心とした心理検査結果を文書にて説明する機会が増えている。



### (4) 面接・観察・指導及び心理療法・カウンセリング等の状況

面接・観察・指導は児童心理司が児童及び保護者、関係機関の職員に対面で行ったものを計上している。生育史を正確に把握できなかつたり、家族歴等が複雑で支援の困難な事例が増加し、児童心理司の視点でアセスメントや支援を要する事例が増えてきており、平成15年度と比較すると件数はおよそ2倍に増加している。

また、必要なケースには児童心理司による心理療法・カウンセリング等を実施しているが、今後より一層の充実が望まれる。



### 3 児童福祉司活動状況

平成28年度、児童相談所に配置された総児童福祉司等数は54人（うち、地区を担当する児童福祉司等は34人、児童虐待対応の児童福祉司等15人、その他5人）である。本県の総人口1,966,587人、総児童人口304,964人（平成28年10月1日現在）と対比すると、地区担当の児童福祉司1人当たりの人口は57,840人、児童人口は8,969人となっている。

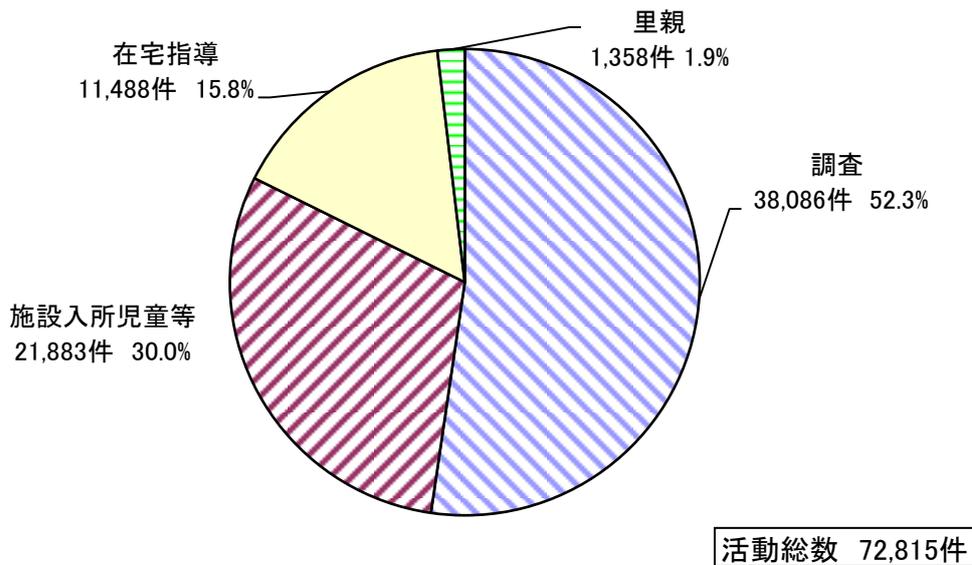
#### (1) 活動内容

- ① 相談業務に関する調査及び援助方針決定に必要な調査
- ② 児童福祉法により指導措置した児童及び家族の訪問指導
- ③ 児童相談所において継続指導している家庭の指導
- ④ 施設入所後の家族の指導及び退所後の児童と家族の指導
- ⑤ 里親の調査及び指導
- ⑥ 一時保護児童の治療訓練チームへの参加
- ⑦ 担当地域内の社会環境の把握及び支援
- ⑧ 市町村支援（専門的技術的支援）

#### (2) 活動状況

活動件数としては援助方針決定までの調査や助言指導等が最も多く、全体の5割以上を占めているが、虐待相談や不登校・非行問題など児童相談の深刻化複雑化に伴い、その指導に多くの時間を要する傾向にある。年間及び週間計画により活動しているものの、共働き等による日中不在のケースも多く、夜間・早朝・休日等に訪問しなければならないこともある。（統計表15、16、28参照）

児童福祉司活動実績（ケース訪問：件数）



(注)

- 在宅指導・・・法第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号の措置決定後の指導件数  
 施設入所児童等・・・法第27条第1項第3号及び第27条第2項の措置決定後の指導件数  
 里親・・・登録されている里親に対する指導延件数  
 調査・・・援助方針決定に必要な調査、助言指導等の延件数

## 4 一時保護の状況

一時保護所は、中央児童相談所に付設されており、緊急保護・行動観察・短期の治療指導を行う。  
また、必要に応じ、保護所以外の施設(病院、児童養護施設等)に保護を委託する場合もある。

(緊急保護)

家出、迷子や保護者の家出、死亡、離婚、疾病等で現に児童を保護する能力を失ったり、保護養育の仕方が極めて不適当な場合は応急的に児童を保護する。また、虐待・放任等の理由により、家庭からの分離を必要とした場合に保護を行う。

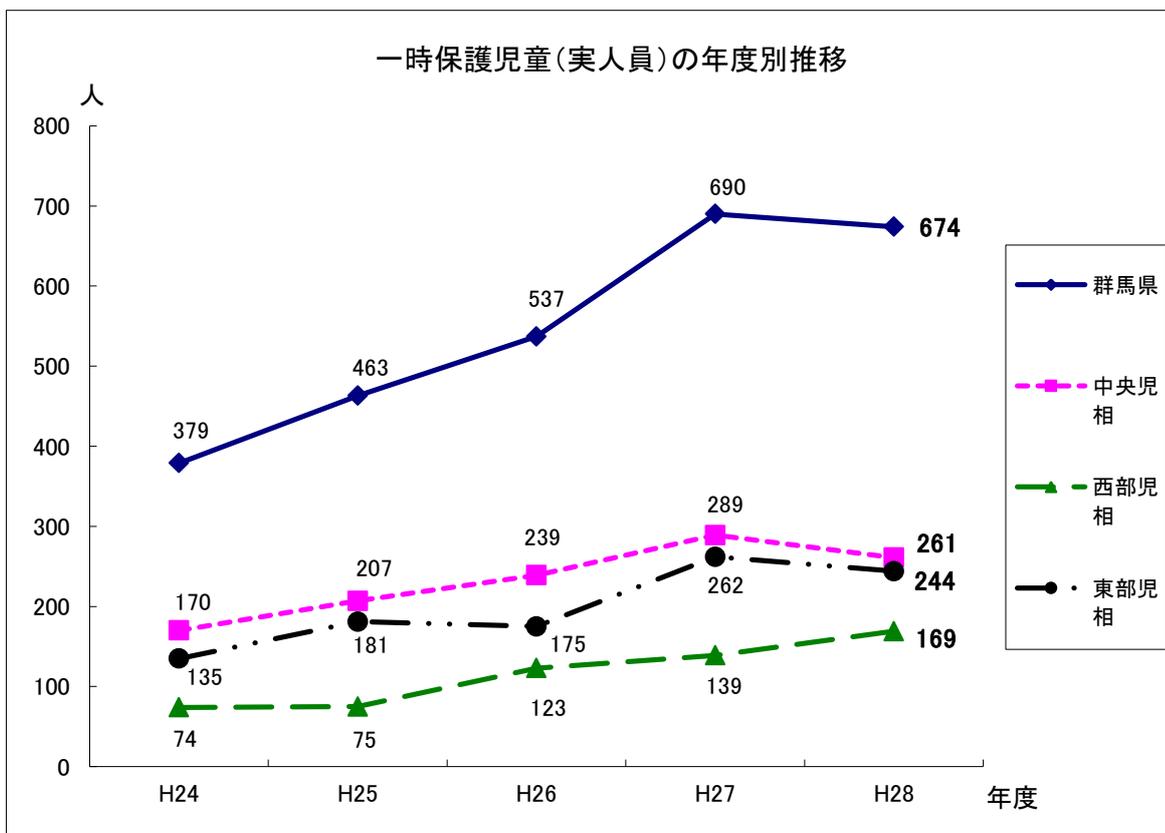
(行動観察)

一時保護をしなければ児童の行動観察が困難な場合に、児童を一時保護して、児童の日常生活の具体的な行動観察を行い、適切な援助方針を定める。

(短期入所治療指導)

不登校等の情緒障害児に対して、その治療指導上、短期の一時保護が必要と判断された場合に一時保護のうえ、医師・心理治療士(児童心理司)・児童指導員・保育士・児童福祉司等により、児童の治療指導を行う。

平成28年度の一時保護延人員は、17,702人(保護所11,724人、保護委託5,978人)、一日当たりの保護児童48.5人(保護所32.1人、保護委託16.4人)で、1人当たりの在所日数は、26.3日(保護所25.6日、保護委託27.7日)となっている。 [統計表22、23、24、25、26参照]



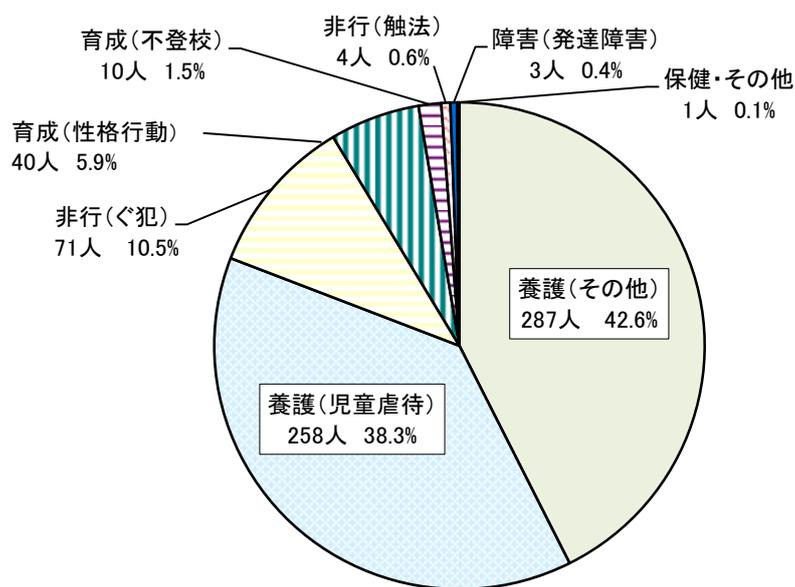
(注) ①一時保護所と一時保護所以外の場所に保護を委託した児童を合計した児童数。

②前年度からの継続は含み、次年度へ継続した児童は含まない。

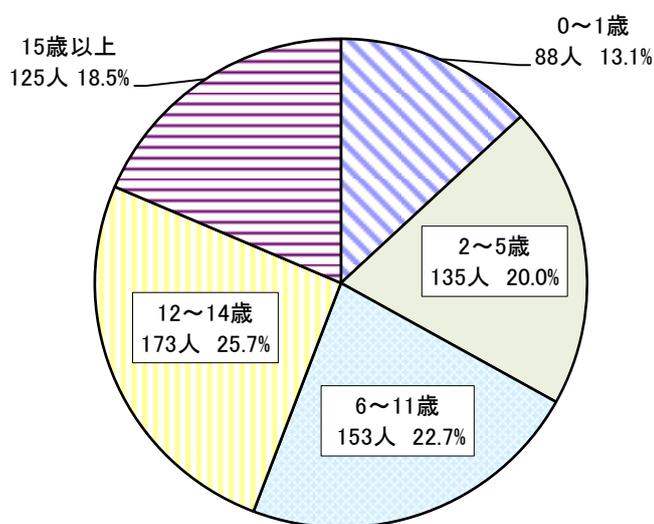
(参考) 一時保護児童の年度別推移

	実人員 (人)	延人員 (人)	1日平均 在所児童数 (人)	1人平均 在所日数 (日)
平成24年度	379	9,756	26.7	25.7
平成25年度	463	10,217	28.0	22.1
平成26年度	537	12,060	33.0	22.2
平成27年度	690	17,693	48.5	25.6
平成28年度	674	17,702	48.5	26.3

一時保護児童の相談種別(平成28年度)



一時保護児童の年齢階層別(平成28年度)



(注)①一時保護所と一時保護所以外の場所に保護を委託した児童を合計した児童数。  
 ②前年度からの継続は含み、次年度へ継続した児童は含まない。

## 5 その他の事業の実施状況

### (1) ふれあい心の友訪問援助事業（メンタルフレンド）

ひきこもり、不登校児に対して、児童相談所の児童福祉司による指導の一環として、児童の兄又は姉に相当する世代で、児童福祉に理解と情熱を有する大学生等を児童福祉司等の助言・指示のもとに、その家庭に派遣し、当該児童とのふれあいを通じて、児童の福祉を図ることを目的として平成7年度から実施している。

（平成28年度派遣対象児童数及び延回数 中央児相2名33回、西部児相及び東部児相なし）

### (2) 里親委託促進事業関係（ふれあい里親・一日里親事業等）

児童福祉施設に入所中の児童を登録里親に委託して、当該児童の健全育成と里親制度に対する理解・周知を図る「ふれあい里親」を年4回（夏休み、年末年始、ゴールデンウィーク及びシルバーウィーク）2泊3日を原則として実施している。また、里親月間である10月にも同様の趣旨で「一日里親」を1泊2日を原則として実施している。この他、研修など次の事業を実施している。

全県

年 月 日	名 称	実 施 場 所	参加者数
H28. 4. 29～5. 8	ゴールデンウィークふれあい里親事業	全県	17組
H28. 7. 16～8. 24	夏期ふれあい里親事業	全県	19組
H28. 9. 17～9. 19	シルバーウィークふれあい里親事業	全県	2組
H28. 10. 8～10. 10	里親月間	全県	6組
H28. 12. 23～H29. 1. 9	冬期ふれあい里親事業	全県	12組

中央児相

年 月 日	名 称	実 施 場 所	参加者数
H28. 4. 21	中央地区里親連絡協議会総会 中央地区里親連絡協議会里親サロン	群馬県庁281-B会議室	16名
H28. 5. 12	中央地区里親連絡協議会未委託里親 サロン	中央児童相談所	8名
H28. 5. 26	中央地区里親連絡協議会里親サロン	中央児童相談所	14名
H28. 6. 23	中央地区里親連絡協議会里親サロン	県庁くろ松	14名
H28. 8. 23	中央地区里親連絡協議会交流会	甘楽ふるさと館	39名
H28. 9. 2	養育里親研修（講義研修）	中央児童相談所会議室	2組
H28. 9. 4	養育里親研修（養育実習）	鐘の鳴る丘少年の家	2組
H28. 9. 29	中央地区里親連絡協議会里親サロン	中央児童相談所	14名
H28. 10. 20	中央地区里親連絡協議会里親サロン	中央児童相談所	14名
H28. 11. 24	中央地区里親連絡協議会研修会 中央地区里親連絡協議会里親サロン	中央児童相談所	11名 16名

年 月 日	名 称	実 施 場 所	参加者数
H28. 12. 10	中央地区里親連絡協議会里親サロン	群馬県社会福祉総合センター	16名
H29. 1. 26	中央地区里親連絡協議会里親サロン	中央児童相談所	12名
	中央地区里親連絡協議会役員会		4名
H29. 2. 8	養育里親研修（講義研修）	中央児童相談所会議室	10名
H29. 2. 12、2. 26	養育里親研修（養育実習）	子持山学園	2組
		鐘の鳴る丘少年の家	3組
H29. 2. 23	中央地区里親連絡協議会里親サロン	中央児童相談所	11名
H29. 3. 23	中央地区里親連絡協議会里親サロン	中央児童相談所	13名
	中央地区里親連絡協議会役員会		2名

#### 西部児相

年 月 日	名 称	実 施 場 所	参加者数
H28. 4. 20	西毛地区里親の会理事会・総会・交流会	西部児童相談所	19名
H28. 8. 3	西毛地区里親の会レクレーション	こころみ学園、足利学校	19名
H28. 11. 21	出張里親サロン	高崎市役所 1階ロビー	23名
H29. 2. 23		安中市役所 1階ロビー	22名
H28. 12月	西毛地区里親の会歳末訪問	会員里親宅	30里親
H29. 1. 14	新年里親サロン	高崎市役所アートマルシェ	17名
H29. 3. 17	西毛地区里親の会研修会（救命講習）	西部児童相談所	20名
8月を除く毎月第2木曜	里親サロン	西部児童相談所相談室3	各回5～7名

#### 東部児相

年 月 日	名 称	実 施 場 所	参加者数
H28. 5. 26	東毛地区里親会連絡協議会総会、交流会	東部児童相談所	9名
H28. 8. 2	東毛地区里親会連絡協議会交流会	埼玉県立川の博物館	25名
H29. 2. 22	東毛地区里親連絡協議会研修会、交流会	東部児童相談所	25名
毎月第3水曜	里親サロン「トトロの会」	桐生市立中央公民館	各回6～8名

(3) 母と子の関係を考える会 (Mother & Child Group、通称 MCG)

自分の子どもをかわいく思えなかったり、たたいたり、怒鳴ったりしてしまったり、子育てに悩んでいる母親達が、子育ての不安や、自分を責める気持ち、あるいは自分自身の育ちをグループで語る中で、自分自身と向き合い、自分自身の心の傷を癒し、新たな親子関係を築けるように援助している。

実施回数 西部児相 6回 延参加人数 10名 (実人員 7名)  
東部児相 4回 延参加人数 4名 (実人員 3名)

(4) 「こどもホットライン24」電話相談事業 (中央児童相談所)

児童及び児童を有する家庭等の悩み、問題に対し電話による相談を通じ、早期に適切な援助をすることを目的とし、平成4年3月1日に「こども家庭110番」として開設。さらに児童虐待防止法の施行を機に、平成12年11月からは夜間電話相談員を配置し、児童本人や家族などからの電話を24時間365日いつでも受け付けている。平成16年4月からは「ぐんまこども相談センター」として相談を受け付けていたが、平成20年3月末で同センターが廃止されたため、平成20年4月からは「こどもホットライン24」として相談を受けている。(相談状況は統計表29のとおり)

(5) 虐待予防・虐待防止のための子育て支援人材育成事業 (中央児童相談所)

県内の虐待防止対策を推進するため、県内の全家庭への子育て支援を目指し、支援できる人材を計画的・継続的に育成することを目的として、市町村職員など県内の子育てに携わる様々な方を対象に、平成17年度から研修事業を実施している。

平成28年度は「平成28年度群馬県児童福祉司任用資格認定等研修」を児童福祉法施行規則第6条第6号に規定する「指定講習」として実施。資格取得要件に該当する職員21名が本研修の全科目を受講し、児童福祉司任用資格 (又は資格相当) を取得した。

また、「要保護児童対策地域協議会運営研修」は平成27年度から対象を全県に広げて開催した。

・平成28年度群馬県児童福祉司任用資格認定等研修

年月日	科 目	講 師	参加者
H28. 6. 10	【児童相談運営論】 児童相談所の機能と役割	中央児童相談所長 小林 啓一	63名
	【児童相談所運営論】 一時保護所の機能と役割	中央児童相談所職員	
	【児童虐待援助論】 ケース支援のためのマネジメント	子どもの虹情報研修センター 研修課長 中垣 真通	
H28. 6. 17	【児童虐待援助演習】 ボーイズタウン・COMMONSENSEペアレンディング (CSP) について	エス・オー・エスこどもの村 CSP 幼児版指導者認定講師 山口 大輔	69名
	【養護原理】 施設内における子どもの支援	児童養護施設房総双葉学園 施設長 小木曾 宏	

年月日	科 目	講 師	参加者
H28. 6. 24	【児童虐待援助演習】 子どもの発達と虐待が及ぼす影響	前橋赤十字病院 医師 溝口 史剛	78名
	【社会福祉援助技術論】 面接技法について（対応困難な親・虐待を認めない親・精神疾患を抱えている親等）	越谷心理支援センター 所長 秋山 邦久	
H28. 7. 1	【障害者福祉論】 障害児の理解と家族への援助	中央児童相談所職員	63名
	【社会福祉援助技術演習】 面接技法の基礎	グループインサイトこころの相談室 代表 加藤 昌弘	
H28. 7. 8	【社会福祉援助技術論】 少年法と非行相談への対応	群馬県警生活安全部少年課 上席少年警察補導員 福田 礼子	63名
	【児童福祉論】 子どもの権利・児童家庭福祉の体系	明治学院大学 学長 松原 康雄	
	【児童相談所運営論】 ジェノグラム・記録の書き方	中央児童相談所職員	
H28. 7. 15	【障害者福祉論】 発達障害児への理解と支援	群馬大学附属病院 医師 成田 秀幸	86名
	【児童虐待援助論】 児童虐待への法的対応及び関連法を学ぶ	藤田・戸田法律事務所 弁護士 藤田 香織	
H28. 7. 22	【養護原理】 施設養護等の現状と課題	中央児童相談所職員	64名
	【児童虐待援助演習】 通告・調査・援助の実際について	日本社会事業大学 准教授 宮島 清	
H28. 7. 29	【児童虐待援助論】 児童虐待の理解と援助	西部児童相談所職員	59名
	【児童虐待援助論】 死亡事例に学ぶ	関西学院大学 教授 才村 純	

・各種研修等

年月日	研修名/科目	講師	参加者
H28. 11. 5	児童虐待防止推進月間県民講座 ・ミニ講座「群馬県における児童虐待の現状」	中央児童相談所職員	95名
	・映画「きみはいい子」上映会		

年月日	研修名／科目	講師	参加者
H29. 3. 10	要保護児童対策地域協議会運営研修 ・群馬県児童死亡事案検証報告書について	子どもの虹情報研修センター 研修課長 中垣 真通	79名

## (6) 会議・研修等一覧

### 中央児相

年月日	名 称	参加者
H28. 4. 28	鯉のぼり掲揚の集い（駒形こども園、一時保護児童参加）	78名
H28. 5. 19	管内市町村児童福祉主管課長等会議	38名
H29. 2. 10	施設サポート会議（各施設のファミリーソーシャルワーカー、児童相談所）	33名

### 西部児相

年月日	名 称	参加者
H28. 4. 26	鯉のぼり掲揚の集いと楽しい手品（児童養護施設入所児童参加）	15名
H28. 6. 2	管内市町村児童福祉担当課長・担当者会議	38名

### 東部児相

年月日	名 称	参加者
H28. 4. 27	鯉のぼり掲揚の集い（東光虹の家、東光乳児院、ひまわり学園）	15名
H28. 5. 25	児童虐待等関係課長会議	35名

## (7) その他

### ①児童虐待防止研修等への講師派遣（中央児童相談所）

教育センター等が実施する研修や講座で児童虐待防止に関する説明を行った。

### ②児童虐待防止のための関係機関訪問（西部児童相談所）

児童の関わりの深い関係機関を訪問し、児童虐待防止の啓発を行っている。平成28年度は10月から11月の間に、高崎市吉井町、藤岡市内及び多野郡内の小児科医20か所を訪問し、児童虐待に関する意見交換を行い、虐待が疑われる児童を診察した場合の対応について確認した。

### ③福祉関係団体・一般県民への里親制度、里親体験事例紹介（西部児童相談所）

管内の市町村社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の福祉関係団体や一般県民の集会に向き（10箇所）、里親制度の説明や里親による体験事例紹介を行い、里親制度の普及の推進とその登録の周知を図った。

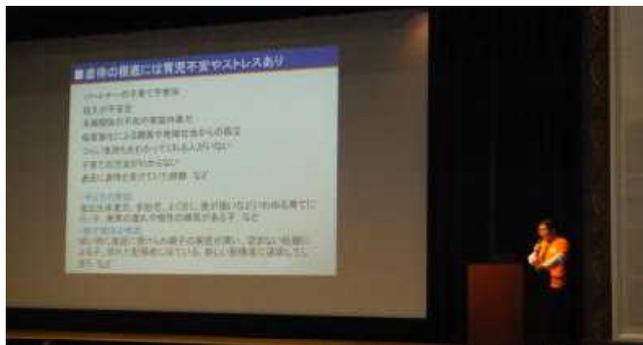
### ④就学時検診における児童虐待防止啓発活動（東部児童相談所）

毎年10月頃に行われる就学時検診時に、小学校入学前の児童の保護者に対し、東部児童相談所で作成したチラシを活用し、児童虐待防止に関する説明を行った。

対象：東部児童相談所管内小学校78校、保護者延べ5,000名

## ☀ 児童相談所の行事紹介 ☀

- ☀ 中央児童相談所では、「家族・子ども・親」について考える県民講座を開催しています。平成28年度は、児童虐待防止推進月間県民講座を「子育てと虐待を考える」と題して、開催しました。（会場：群馬会館ホール）



- ☀ 中央児童相談所では、児童虐待防止推進月間中に、オレンジリボンキャンペーンをPRするため、オリジナルTシャツを着て「ぐんま県民マラソン」に選手として参加しました。
- ☀ 西部児童相談所では、児童虐待防止推進月間中に、オレンジリボンキャンペーンとして以下の取組を行いました。

### 横断幕設置

オレンジリボンの横断幕を設置

### ラジオ高崎による啓発

職員が出演し、オレンジリボンキャンペーンを広報

### 小児科医訪問

高崎市吉井町、藤岡市内及び多野郡内の小児科医を訪問し、意見交換した



- ☀ 東部児童相談所では、小学校入学前の児童をもつ保護者に対し、就学時検診時に東部児童相談所で作成したチラシを活用し、児童虐待防止に関する説明を行いました。



☀ 東部児童相談所では、5月のこどもの日の行事として、近隣の児童福祉施設の子どもたちを招いて、「鯉のぼり掲揚の集い」を行いました。



# 統計表

表1

相談経路別受付状況

(表1-1) 受付状況

(単位：件)

経路別 児相別	都道府県				市町村				児童福祉施設 指定医療機関		児童家庭支援センター	認定こども園	警察等	家庭裁判所	保健所及び医療機関		学校等			里親	児童委員	家族・親戚	近隣知人	児童本人	その他	計	
	児童相談所	福祉事務所	保健センター	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定発達支援医療機関				保健所	医療機関	幼稚園	小学校	教育委員会等								
中央児相	64	2		21	182	1	64	20	6	19	2	1		118		1	72	6	125	11		1	4,284	153	300	71	5,524
こどもホットライン24以外	64	2		20	181	1	64	20	6	15	2	1		109		1	72	5	121	11		1	1,048	82	14	63	1,903
こどもホットライン24				1	1					4				9				1	4				3,236	71	286	8	3,621
北部支所	19	13		6	115		131	104	7	13				73		2	10		46	26			276	37	3	27	908
西部児相	55	11	3	48	358	2	63	42	7	6	2	1		144	1		27	3	166	1	1	2	776	91	16	19	1,845
東部児相	58	15	4	18	557	5	42	50	21	15		3		214	1		55	9	127	14			660	74	8	65	2,015
計	196	41	7	93	1,212	8	300	216	41	53	4	5		549	2	3	164	18	464	52	1	3	5,996	355	327	182	10,292
(%) 比率	1.9	0.4	0.1	0.9	11.8	0.1	2.9	2.1	0.4	0.5	0.0	0.0		5.3	0.0	0.0	1.6	0.2	4.5	0.5	0.0	0.0	58.3	3.4	3.2	1.8	100.0

(表1-1) の続き

経路別 児相別	再掲			
	措置変更	期間延長	巡回相談	電話相談
中央児相	8	5		3,723
こどもホットライン24以外	8	5		102
こどもホットライン24				3,621
北部支所	3	3	38	132
西部児相	4	8	73	137
東部児相	11	16	158	326
計	26	32	269	4,318
比率(%)	0.3	0.3	2.6	42.0

(表1-2) 関係機関等の状況

経路別 児相別	機関別	福祉事務所	家庭児童相談室	市町村	民生児童委員	児童委員	主任児童委員	保健所	警察署	教育事務所
中央児相	所	室	人	人	所	署	所			
中央児相	3	2	3	974	77	2	3	1		
北部支所	4	2	14	648	63	3	4	2		
西部児相	5	4	9	1,110	127	4	4	1		
東部児相	5	4	9	1,023	100	3	4	1		
計	17	12	35	3,755	367	12	15	5		

(注) 平成29年3月31日現在の数

表 2

## 相 談 種 別 受 付 状 況

(単位：件)

児相別	相談種別 年度別	養 護		保 健	障 害					非 行		育 成				そ の 他	計	
		養 児 童 虐 待 相 談	護 そ の 他 の 相 談		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害 等	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性			育 児 ・ し つ け
中央児相	24	226	739	316	7	7	62	45	765	248	88	40	334	83	212	1,047	439	4,658
	25	253	866	350		1	46	72	795	180	64	32	264	53	201	1,300	545	5,022
	26	338	1,115	279	6	1	31	45	927	235	129	27	243	119	234	1,418	668	5,815
	27	376	1,304	287	1	1	29	35	1,002	251	177	35	277	155	236	1,556	758	6,480
	こどもホット ライン24以外	365	153	4	1		3	35	993	201	56	35	65	31	43	18	16	2,019
	こどもホット ライン24	11	1,151	283		1	26		9	50	121		212	124	193	1,538	742	4,461
	28	364	1,148	262		1	31	44	986	196	115	24	237	79	129	1,203	705	5,524
	こどもホット ライン24以外 こどもホット ライン24	364	139	4		1	6	44	982	154	37	24	68	29	30	5	16	1,903
		1,009	258			25		4	42	78		169	50	99	1,198	689	3,621	
北部支所	24	28	47	1	3	1	16	18	334	130	17	8	50	33	17		33	736
	25	63	89	3			23	29	364	142	13	3	43	27	15	1	20	835
	26	82	102	2			17	19	393	154	17	2	47	17	12	5	9	878
	27	152	94	3	1		8	26	359	137	18	5	31	17	21		10	882
	28	183	88	3			12	15	376	131	21	9	37	5	17	4	7	908
西部児相	24	236	178	11	4		19	58	719	76	35	30	46	22	34	23	41	1,532
	25	237	292	11	3	1	24	68	664	93	41	36	42	31	40	16	61	1,660
	26	241	344	7	5		24	78	724	93	42	23	71	39	27	10	19	1,747
	27	248	333	6	4	1	14	45	773	100	25	30	63	30	17	24	40	1,753
	28	283	288	6	1		12	72	846	113	34	28	68	25	18	13	38	1,845
東部児相	24	168	517	20	1		23	71	785	63	67	49	100	45	36	10	26	1,981
	25	186	424	6	5	1	21	120	758	84	53	21	74	35	16	29	39	1,872
	26	297	394	3	4	2	10	68	745	79	37	23	61	38	22	15	75	1,873
	27	312	403	12	2		3	87	842	143	21	19	35	21	9	15	51	1,975
	28	302	436	4		2	7	64	867	161	25	19	39	24	3	12	50	2,015
計	24	658	1,481	348	15	8	120	192	2,603	517	207	127	530	183	299	1,080	539	8,907
	25	739	1,671	370	8	3	114	289	2,581	499	171	92	423	146	272	1,346	665	9,389
	26	958	1,955	291	15	3	82	210	2,789	561	225	75	422	213	295	1,448	771	10,313
	27	1,088	2,134	308	8	2	54	193	2,976	631	241	89	406	223	283	1,595	859	11,090
	28	1,132	1,960	275	1	3	62	195	3,075	601	195	80	381	133	167	1,232	800	10,292
28年度 構成比 (%)		11.0	19.0	2.7	0.0	0.0	0.6	1.9	29.9	5.8	1.9	0.8	3.7	1.3	1.6	12.0	7.8	100.0

表 3

相 談 内 容 別 受 付 状 況

(単位：件)

(表 3-1) 養護相談

児相別	内 訳 性別	父 母 家 出	父 母 死 亡	父 母 離 婚	父 母 疾 病	家 庭 環 境				そ の 他					計	
						放 任	虐 待	家 庭 不 和	養 育 力 欠	父 母 稼 働	父 母 服 役	迷 子	婚 姻 外 子	養 子 縁 組		そ の 他
中央児相	男	3	3	28	387	2	189	82	87	5	6				73	865
	女	2		13	294	2	175	46	55	1	6	2	2	1	48	647
	計	5	3	41	681	4	364	128	142	6	12	2	2	1	121	1,512
北部支所	男	2			13		99	6	17		2		2		3	144
	女	1	1		16		84	3	13	1	3				5	127
	計	3	1		29		183	9	30	1	5		2		8	271
西部児相	男			4	23	4	143	12	36	4	5			2	65	298
	女	1		2	19	1	140	19	21	4	3		4	1	58	273
	計	1		6	42	5	283	31	57	8	8		4	3	123	571
東部児相	男	2	2		21	2	143	53	87	3	2	2			73	390
	女		1		13	1	159	54	55			1	1	1	62	348
	計	2	3		34	3	302	107	142	3	2	3	1	1	135	738
計	男	7	5	32	444	8	574	153	227	12	15	2	2	2	214	1,697
	女	4	2	15	342	4	558	122	144	6	12	3	7	3	173	1,395
	計	11	7	47	786	12	1,132	275	371	18	27	5	9	5	387	3,092

(表 3-2) 保健相談

児相別	内 訳 性別	虚 弱 児	発 育 遅 滞	精 神 障 害	そ の 他	計
中央児相	女		3	3	104	110
	計	1	8	4	249	262
	北部支所	男				
北部支所	女			1	2	3
	計			1	2	3
	西部児相	男			1	1
西部児相	女		1	3		4
	計		1	4	1	6
	東部児相	男				1
東部児相	女		1		2	3
	計		1		3	4
	計	男	1	5	2	147
計	女		5	7	108	120
	計	1	10	9	255	275

(表 3-3) 肢体不自由相談

児相別	内 訳 性別	脳 性 麻 痺	他 の 麻 痺	筋 疾 患	骨 関 節 疾 患	先 天 奇 形	そ の 他	計
中央児相	女							
	計							
	北部支所	男						
北部支所	女							
	計							
	西部児相	男					1	1
西部児相	女							
	計					1	1	1
	東部児相	男						
東部児相	女							
	計							
	計	男					1	1
計	女							
	計					1	1	1

(表3-1別表) 虐待相談の状況  
 <相談の経路>

(単位: 件)

経路別 児相別	都道府県				市町村				児童福祉施設 指定医療機関			児童家庭 支援センター	警 察 等	家 庭 裁 判 所	保健所 及び 医療機関		学 校 等			里 親	児 童 委 員	家 族 ・ 親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	そ の 他	計	
	児童 相 談 所	福 祉 事 務 所	保 健 セ ン タ ー	そ の 他	福 祉 事 務 所	児 童 委 員	保 健 セ ン タ ー	そ の 他	保 育 所	児 童 福 祉 施 設	指 定 医 療 機 関				保 健 所	医 療 機 関	幼 稚 園	学 校	教 育 委 員 会 等								
中央児相	32			4	8	1	5	6	2	7	1		62			30		62					50	74	5	15	364
北部支所	8			2	7		6	11	4	1			41			9		23	6				27	30	1	7	183
西部児相	21		1	3	9		3	13	4	1			80			11	1	33				19	73	5	6	283	
東部児相	16	3	2	3	29	4	1	10	16	1			51	1		19		71	1			21	49	2	2	302	
計	77	3	3	12	53	5	15	40	26	10	1		234	1		69	1	189	7			117	226	13	30	1,132	
(%) 比 率	6.8	0.3	0.3	1.1	4.7	0.4	1.3	3.5	2.3	0.9	0.1		20.7	0.1		6.1	0.1	16.7	0.6			10.3	20.0	1.1	2.7	100.0	

<被虐待児の年齢・相談種別>

		身 体 的 虐 待	ネ グ レ ク ト	性 的 虐 待	心 理 的 虐 待	計
	3~未就学	17	28		55	100
	小学生	52	28	2	43	125
	中学生	25	14	1	17	57
	高校生・他	12	3	1	6	22
	計	120	102	4	138	364
北部支所	0~2歳	6	9		23	38
	3~未就学	3	10		23	36
	小学生	14	17	1	38	70
	中学生	10	6		7	23
	高校生・他	4	6		6	16
	計	37	48	1	97	183
西部児相	0~2歳	15	11		17	43
	3~未就学	20	21	1	40	82
	小学生	31	32	1	43	107
	中学生	15	8	1	15	39
	高校生・他	2	3	1	6	12
	計	83	75	4	121	283
東部児相	0~2歳	14	13		44	71
	3~未就学	23	11	1	62	97
	小学生	36	12	4	15	67
	中学生	15	9	2	15	41
	高校生・他	8	10	1	7	26
	計	96	55	8	143	302
合 計		336	280	17	499	1,132

<主な虐待者>

	実 父	実 父 以 外 の 父	実 母	実 母 以 外 の 母	そ の 他	計	両 親 ・ 再 掲
中央児相	106	20	225	3	10	364	39
北部支所	65	11	102		5	183	13
西部児相	79	22	152	3	27	283	47
東部児相	80	40	151		31	302	11
計	330	93	630	6	73	1,132	110

<援助の状況>

	前 年 度 未 処 理	助 言 指 導	他 機 関 紹 介	在 宅 指 導	施 設 入 所	そ の 他	計	調 査 中
中央児相	56	272		21	31	50	374	46
北部支所	22	143		10	4	26	183	22
西部児相	18	199	4	3	10	65	281	20
東部児相	29	245	4	18	19	28	314	17
計	125	859	8	52	64	169	1,152	105

(注) 年度中に処理した件数

(表3-4) 視聴覚障害相談

児相別	性別	内 訳	ろ う 難 聴					盲 弱 視	そ の 他	計
			高 度	高 く 中 度	中 度	軽 度	正 常			
中央児相	男			1					1	
	女									
	計			1					1	
北部支所	男									
	女									
	計									
西部児相	男									
	女									
	計									
東部児相	男									
	女			2					2	
	計			2					2	
計	男			1					1	
	女				2				2	
	計			1	2				3	

(表3-5) 言語発達障害等相談

児相別	性別	内 訳	言 語 遅 滞	機 能 的 構 音 障 害	器 質 的 構 音 障 害	吃 音	注 意 欠 陥	そ の 他	計
中央児相	男		15			2		8	25
	女		1	2				3	6
	計		16	2		2		11	31
北部支所	男		4	1					5
	女		4	3					7
	計		8	4					12
西部児相	男		5	4				1	10
	女		2						2
	計		7	4				1	12
東部児相	男		2						2
	女		5						5
	計		7						7
計	男		26	5		2		9	42
	女		12	5				3	20
	計		38	10		2		12	62

(表3-6) 知的障害相談

児相別	性別	内 訳	重 度	中 等 度	軽 度	計
中央児相	男		138	139	414	691
	女		66	76	153	295
	計		204	215	567	986
北部支所	男		63	43	146	252
	女		17	31	76	124
	計		80	74	222	376
西部児相	男		128	134	347	609
	女		32	75	130	237
	計		160	209	477	846
東部児相	男		112	173	316	601
	女		48	67	151	266
	計		160	240	467	867
計	男		441	489	1,223	2,153
	女		163	249	510	922
	計		604	738	1,733	3,075

(表3-7) 発達障害相談

児相別	性別	内 訳	自 閉 症	自 閉 傾 向	注 意 欠 陥	計
中央児相	男		73	58	7	138
	女		33	21	4	58
	計		106	79	11	196
北部支所	男		90	8	5	103
	女		24	2	2	28
	計		114	10	7	131
西部児相	男		66	14	5	85
	女		18	5	5	28
	計		84	19	10	113
東部児相	男		87	11	25	123
	女		33	2	3	38
	計		120	13	28	161
計	男		316	91	42	449
	女		108	30	14	152
	計		424	121	56	601

(表 3-8) &lt; 犯行為等相談

児相別	内 訳 性別	家	乱	性	薬	不	火	家	触	そ	計
		出 浮 浪	暴	的 問 題	品 使 用	良 交 友	遊 び	金 持 出	法 行 為	の 他	
中央児相	男	12	7	21	2	1	1	16	10	5	75
	女	17	1	3		4		8	2	5	40
	計	29	8	24	2	5	1	24	12	10	115
北部支所	男	5	4						2	1	12
	女	8		1							9
	計	13	4	1					2	1	21
西部児相	男	4	4	4				8	3		23
	女	5	2	1				1	2		11
	計	9	6	5				9	5		34
東部児相	男	1	1	1		3	1	4	3		14
	女	7		2				2			11
	計	8	1	3		3	1	6	3		25
計	男	22	16	26	2	4	2	28	18	6	124
	女	37	3	7		4		11	4	5	71
	計	59	19	33	2	8	2	39	22	11	195

(注) 薬品使用とは、睡眠薬、鎮痛剤等一般薬品

(表 3-9) 触法行為等相談

児相別	内 訳 性別	窃 盗					暴 行 傷 害	恐 喝	わ い せ つ	放 火	薬 物 乱 用	そ の 他	計
		侵 入 盗	万 引	車 上 荒 し	乗 物 盗	他 の 窃 盗							
中央児相	男		5		1	2	1		3	1		6	19
	女		2		3							5	5
	計		7		4	2	1		3	1		6	24
北部支所	男	1	1							5			7
	女					1	1						2
	計	1	1			1	1			5			9
西部児相	男		7		2	3	1		4			5	22
	女		4			1						1	6
	計		11		2	4	1		4			6	28
東部児相	男		10					1	3	1		4	19
	女												
	計		10					1	3	1		4	19
計	男	1	23		3	5	2	1	10	7		15	67
	女		6		3	2	1					1	13
	計	1	29		6	7	3	1	10	7		16	80

(注) 薬物とは、毒物・劇物であって一般にシンナー・マリファナ・大麻など

(表3-10) 性格行動相談

児相別	内訳 性別	反抗強情	乱暴	わがまま	落ち着きなし	引っ込み思案	無気力	かんもく	登校しぶり	神経性習癖	神経症傾向	その他	計
中央児相	男	14	27	3	9	2			58	6	1	26	146
	女	6	8	7	2		1	1	39	5	1	21	91
	計	20	35	10	11	2	1	1	97	11	2	47	237
北部支所	男		8		1		1		5	2		4	21
	女		3					1	3			9	16
	計		11		1		1	1	8	2		13	37
西部児相	男	3	26	1	4	1	1		4	1		10	51
	女	1	4						3		1	8	17
	計	4	30	1	4	1	1		7	1	1	18	68
東部児相	男	5	5		3				2	2		9	26
	女	2				1				2		8	13
	計	7	5		3	1			2	4		17	39
計	男	22	66	4	17	3	2		69	11	1	49	244
	女	9	15	7	2	1	1	2	45	7	2	46	137
	計	31	81	11	19	4	3	2	114	18	3	95	381

(表3-11) 適性相談

児相別	内訳 性別	進学・就学	職業	学業不振	テスト	その他	計
中央児相	男	22	4	13	19	15	73
	女	13	13	9	10	11	56
	計	35	17	22	29	26	129
北部支所	男		1		11		12
	女	1			4		5
	計	1	1		15		17
西部児相	男	1			9	1	11
	女	1		1	4	1	7
	計	2		1	13	2	18
東部児相	男				1	1	2
	女					1	1
	計				1	2	3
計	男	23	5	13	40	17	98
	女	15	13	10	18	13	69
	計	38	18	23	58	30	167

(表3-12) その他の相談

児相別	内訳 性別	いじめ	思春期の悩み	児童買春等被害相談	その他	計
中央児相	男	87	72		287	446
	女	52	13		194	259
	計	139	85		481	705
北部支所	男	1			1	2
	女				5	5
	計	1			6	7
西部児相	男	2			20	22
	女			1	15	16
	計	2		1	35	38
東部児相	男		1		27	28
	女				22	22
	計		1		49	50
計	男	90	73		335	498
	女	52	13	1	236	302
	計	142	86	1	571	800

表4

## 市町村別相談種別受付状況

(単位：件)

児相別	相談種別 市町村別	養護		保	障 害					非 行	育 成			そ の 他	計				
		児 童 虐 待 相 談	そ の 他 の 相 談		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害 等	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害		発 達 障 害	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等			性 格 行 動	不 登 校 性	適 性	育 児 ・ し っ け
中央児相	前 橋 市	197	66	1		1	4	17	513	78	21	18	48	22	8	3	5	1,002	
	伊 勢 崎 市	144	60	1			2	25	389	71	11	5	15	7	6		7	743	
	佐波郡 玉 村 町	20	9					2	53	5	4		1		4		2	100	
	管 外		2	1					18			1	2		12	1	1	38	
	県 外	2	1						9		1							13	
	不 明	1	1	1									2			1	1	7	
	計	364	139	4		1	6	44	982	154	37	24	68	29	30	5	16	1,903	
	子どもホットライン24		1,009	258			25		4	42	78		169	50	99	1,198	689	3,621	
合 計	364	1,148	262		1	31	44	986	196	115	24	237	79	129	1,203	705	5,524		
北部支所	沼 田 市	27	12				4	2	70	25	6	6	1	5				158	
	渋 川 市	66	34				3	8	138	44	7	9	2	6	2	3		322	
	北群馬郡	榛 東 村	9	4					1	30	18	1	5		2		1		71
		吉 岡 町	27	4				2		34	11	1	7		2				88
		計	36	8				2	1	64	29	2	12		4		1		159
	吾妻郡	中之条町	20	7	2			1	2	23	10	1	2	4				1	73
		東吾妻町	4	5				2	1	15	3						1	1	32
		長野原町	2	1						5									8
		嬭 恋 村	1	2					1	9	2		1		1				17
		草 津 町	4	8						5	1	1		1				1	21
		高 山 村	2	1						6	3		5						17
		計	33	24	2			3	4	63	19	2	7	5	1	1	1	3	168
	利根郡	片 品 村	1	4						5	3								13
		川 場 村	6								2				1				9
		みなかみ町	3	1						26	7	1	3				1		42
		昭 和 村	4							8	1		2	1					16
		計	14	5						39	13	1	5	1	1	1	1		80
管 外	3	1						2	1	2	2							11	
県 外	4	4	1							1								10	
不 明																			
合 計	183	88	3			12	15	376	131	21	9	37	5	17	4	7		908	

(注) 平成29年3月31日現在の市町村

児相別	相談種別 市町村別	養護		保 健	障 害					非 行 犯 行 為 等		育 成				そ の 他	計	
		児 童 虐 待 相 談	そ の 他 の 相 談		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害 等	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	性 格 行 動	不 登 校	適 性	育 児 ・ し っ け				
西部児相	高 崎 市	214	189	3			4	51	527	32	26	18	53	18	8	7	22	1,172
	藤 岡 市	23	28	1			1	12	87	16	1	4	3	2	2	1	4	185
	富 岡 市	19	6	1			1	2	77	13	2	3			1	1	1	127
	安 中 市	22	24		1		3	2	111	36	3	3	7	3	6	1	2	224
	多野郡	神 流 町						1	5						1			7
		上 野 村		15					6	1			1					23
		計		15				1	11	1			1		1			30
	甘楽郡	下仁田町	1	2				2	9	2						1	1	18
		南 牧 村																
		甘 楽 町	3				3	2	17	11								36
	計	4	2			3	4	26	13							1	1	54
	管 外	1	17	1					5	2	1		3			2	7	39
	県 外		7						2					2			1	12
	不 明										1		1					2
合 計	283	288	6	1		12	72	846	113	34	28	68	25	18	13	38	1,845	
東部児相	桐 生 市	42	71	1		2		15	166	24	10	3	8	3	1	3	5	354
	太 田 市	168	213	2			5	32	309	85	10	12	19	15	2	7	23	902
	館 林 市	17	28					1	126	26	2		2	1		1	5	209
	み どり 市	26	49	1				5	78	8	1	2	4				1	175
	邑楽郡	板 倉 町	6	2				2	17				4					31
		明 和 町	1	3				1	17	1			1					24
		千代田町	4	2				1	12	1							1	21
		大 泉 町	25	38			2	3	92	15	1	1		3			3	183
		邑 楽 町	7	8				2	37	1			1					56
	計	43	53			2	9	175	18	1	1	6	3			4	315	
	管 外	1	8				2	7								4	22	
県 外	5	6					6		1	1					5	24		
不 明		8										2		1	3	14		
合 計	302	436	4		2	7	64	867	161	25	19	39	24	3	12	50	2,015	
総 合 計	1,132	1,960	275	1	3	62	195	3,075	601	195	80	381	133	167	1,232	800	10,292	

(注) 平成29年3月31日現在の市町村

表5-1

## 相談種別年齢別受付状況

全 県  
(単位：件)

年齢別 相談種別	養 護		保 健	障 害						非 行		育 成				そ の 他	計
	児 童 虐 待 相 談	そ の 他 の 相 談		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害 等	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性	育 児 ・ し つ け		
0歳	71	163	77		1							2			43	27	384
1歳	57	66	34				1	7	3			1			57	15	241
2歳	80	87	18			8	8	69	27			1		2	73	9	382
3歳	65	60	7			16	7	214	65			3		21	100	17	575
4歳	93	220	14			6	11	179	74			7		2	127	22	755
5歳	87	180	11			10	17	206	111			7		8	106	28	771
6歳	67	66	14			2	12	193	57	1		15	4	19	67	21	538
7歳	80	83	11			3	6	121	42	3	3	26	3	7	71	41	500
8歳	74	161	8			5	22	116	51	4	2	17	11	7	110	51	639
9歳	50	97	14		2	6	8	119	42	9	10	31	6	10	71	50	525
10歳	57	109	5			1	7	108	28	13	6	21	8	5	79	53	500
11歳	70	107	5				13	153	16	10	13	33	10	6	60	36	532
12歳	51	102	13			2	8	142	26	17	14	26	11	8	48	54	522
13歳	67	97	13			1	15	189	19	22	18	54	24	7	39	61	626
14歳	63	129	12				9	271	17	36	4	34	22	12	43	80	732
15歳	29	86	9			1	10	164	11	33	2	44	15	27	57	81	569
16歳	31	74	2				12	156	3	28	4	36	16	15	27	76	480
17歳	38	63	6				6	298	6	19	3	21	3	9	53	74	599
18歳以上	2	10	2	1		1	23	370	3		1	2		2	1	4	422
計	1,132	1,960	275	1	3	62	195	3,075	601	195	80	381	133	167	1,232	800	10,292

表5-2

## 相談種別年齢別受付状況

中央児相  
(単位：件)

相談種別 年齢別	養護		保 健	障 害						非 行		育 成				そ の 他	計
	児 童 虐 待 相 談	そ の 他 の 相 談		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害 等	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性	育 児 ・ し っ け		
0歳	23	47	76		1									42	8	197	
1歳	20	30	34								1			57	9	151	
2歳	14	32	18			3	2	21	6		1		2	69	7	175	
3歳	17	22	6			3	3	81	6		2		17	97	16	270	
4歳	37	178	14			2	2	66	21		4		1	124	18	467	
5歳	23	130	11			6	3	74	33		3		4	105	26	418	
6歳	22	29	14			1	2	51	19	1	11	1	13	67	15	246	
7歳	22	46	11			3	4	50	16	2	2	18	2	67	35	278	
8歳	24	125	8			4	4	41	19	2	9	7	5	109	48	405	
9歳	13	53	13			3	1	44	23	7	2	17	4	8	71	49	308
10歳	21	78	4			1	4	40	11	9	1	12	5	5	77	51	319
11歳	25	58	5				5	42	3	4	3	13	2	1	56	28	245
12歳	20	62	12			2	3	41	11	8	4	14	7	5	46	49	284
13歳	23	47	12			1	2	47	5	8	8	38	16	7	37	56	307
14歳	27	84	11					74	14	20	1	19	11	10	42	70	383
15歳	9	44	7			1		51	4	20		26	10	26	56	77	331
16歳	12	41	1				1	41	2	18	3	32	13	15	27	72	278
17歳	12	38	5				2	89	3	16		15	3	8	53	70	314
18歳以上		4				1	6	133				2			1	1	148
計	364	1,148	262		1	31	44	986	196	115	24	237	79	129	1,203	705	5,524

表5-2-1

相談種別年齢別受付状況

中央児相（こどもホットライン24以外）

(単位：件)

相談種別 年齢別	養護		保 健	障 害						非 行		育 成				そ の 他	計
	児 童 虐 待 相 談	そ の 他 の 相 談		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害 等	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性	育 児 ・ し っ け		
0歳	23	27	1		1										1	1	54
1歳	20	6															26
2歳	14	16	1			2	2	21	5				2				63
3歳	17	8				3	3	81	6				16			1	135
4歳	37	3				1	2	66	20							1	130
5歳	23	1					3	74	30			1	2	1	1		136
6歳	22	6					2	51	15	1		4	7			1	109
7歳	22	6					4	50	11		2	11	1	2	1		110
8歳	24	6					4	40	14			3	1				92
9歳	13	9					1	41	11	3	2	7	4	1		1	93
10歳	21	6					4	40	8	3	1	4	2		1	1	91
11歳	25	2					5	42	2	2	3	2	1			3	87
12歳	20	8	1				3	41	9	2	4	5	7			1	101
13歳	23	5	1				2	47	3	4	8	12	6			1	112
14歳	27	7						74	14	6	1	6	5	1		2	143
15歳	9	7						51	2	9		6	1			1	86
16歳	12	10					1	41	2	5	3	5	1				80
17歳	12	3					2	89	2	2		2	1				113
18歳以上		3					6	133									142
計	364	139	4		1	6	44	982	154	37	24	68	29	30	5	16	1,903

表5-2-2

## 相談種別年齢別受付状況

中央児相（こどもホットライン24）  
(単位：件)

相談種別 年齢別	養護		保 健	障 害						非 行		育 成				そ の 他	計
	児 童 虐 待 相 談	そ の 他 の 相 談		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害 等	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性	育 児 ・ し っ け		
0歳		20	75											41	7	143	
1歳		24	34								1			57	9	125	
2歳		16	17			1			1		1			69	7	112	
3歳		14	6								2		1	97	15	135	
4歳		175	14			1			1		4		1	124	17	337	
5歳		129	11			6			3		2		2	104	25	282	
6歳		23	14			1			4		7	1	6	67	14	137	
7歳		40	11			3			5	2	7		1	65	34	168	
8歳		119	8			4		1	5	2	6	6	5	109	48	313	
9歳		44	13			3		3	12	4	10		7	71	48	215	
10歳		72	4			1			3	6	8	3	5	76	50	228	
11歳		56	5						1	2	11	1	1	56	25	158	
12歳		54	11			2			2	6	9		5	46	48	183	
13歳		42	11			1			2	4	26	10	7	37	55	195	
14歳		77	11							14	13	6	9	42	68	240	
15歳		37	7			1			2	11	20	9	26	56	76	245	
16歳		31	1							13	27	12	15	27	72	198	
17歳		35	5						1	14	13	2	8	53	70	201	
18歳以上		1				1					2			1	1	6	
計		1,009	258			25		4	42	78	169	50	99	1,198	689	3,621	

表5-3

相談種別年齢別受付状況

北部支所  
(単位：件)

相談種別 年齢別	養護		保 健	障 害						非 行		育 成				そ の 他	計
	児 童 虐 待 相 談	そ の 他 の 相 談		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害 等	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性	育 児 ・ し っ け		
0歳	9	12														1	22
1歳	11	4							2								17
2歳	17	8				2	3	6	12								48
3歳	10	3				5		16	32				4	1			71
4歳	8	4				2		21	21			1		2			59
5歳	14	5				2	1	22	26				2				72
6歳	12	4				1		34	7			2	2		1		63
7歳	17	5						10	5			3	1				41
8歳	13	3					2	13	8			2	1	1		1	44
9歳	11	3						14	4		2	6					40
10歳	7	3						3	3			1			1		18
11歳	13	6					2	21	2		3	6	1	3			57
12歳	4	3						16	3		2	2		2			32
13歳	9	6					3	29	2	4	1	2	2			2	60
14歳	10	7					2	37		7		5					68
15歳	5	5	1					25		4	1	4	1			2	48
16歳	7	1	1					22	1	5		1					38
17歳	4	6						47	2	1		2		1			63
18歳以上	2		1				2	40	1					1			47
計	183	88	3			12	15	376	131	21	9	37	5	17	4	7	908

表5-4

## 相談種別年齢別受付状況

西部児相  
(単位：件)

相談種別 年齢別	養護		保 健	障 害						非 行		育 成				そ の 他	計
	児 童 虐 待 相 談	そ の 他 の 相 談		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害 等	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性	育 児 ・ し っ け		
0歳	11	45													1	14	71
1歳	10	7					1	3	1							1	23
2歳	22	19				1		25	5						2		74
3歳	16	18	1			4	2	38	17			1			2		99
4歳	21	19				1	5	40	15			1		1	1	2	106
5歳	30	13				2	8	59	22			1		1	1		137
6歳	15	12					7	55	11			1	2	3		2	108
7歳	21	8					1	28	6	1		3	3	3	2	1	77
8歳	17	18				1	10	37	8	2	1	4	2	1	1	1	103
9歳	13	13	1			3	4	26	9	2	3	4	1	2			81
10歳	13	13					2	33	2	3	3	5	2		1	1	78
11歳	24	19					1	49	4	2	6	6	2	2	1	4	120
12歳	17	16	1				1	50	5	6	5	7	2	1		3	114
13歳	18	17					6	61	3	7	5	8	3		1	1	130
14歳	12	7	1				6	85	1	4	1	8	5	2		4	136
15歳	7	13	1				2	40	3	5	1	13	1	1		1	88
16歳	6	16					4	34		1	1	2	2			2	68
17歳	10	13					3	96		1	2	4				1	130
18歳以上		2	1	1			9	87	1					1			102
計	283	288	6	1		12	72	846	113	34	28	68	25	18	13	38	1,845

表5-5

相談種別年齢別受付状況

東部児相  
(単位：件)

相談種別 年齢別	養護		保 健	障 害						非 行		育 成				そ の 他	計
	児 童 虐 待 相 談	そ の 他 の 相 談		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害 等	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性	育 児 ・ し つ け		
0歳	28	59	1									2				4	94
1歳	16	25						4								5	50
2歳	27	28				2	3	17	4						2	2	85
3歳	22	17				4	2	79	10							1	135
4歳	27	19				1	4	52	17			1				2	123
5歳	20	32					5	51	30			3		1		2	144
6歳	18	21					3	53	20			1	1	1		3	121
7歳	20	24					1	33	15		1	2		1	2	5	104
8歳	20	15					6	25	16		1	2	1			1	87
9歳	13	28			2		3	35	6		3	4	1			1	96
10歳	16	15	1				1	32	12	1	2	3	1			1	85
11歳	8	24					5	41	7	4	1	8	5		3	4	110
12歳	10	21					4	35	7	3	3	3	2		2	2	92
13歳	17	27	1				4	52	9	3	4	6	3		1	2	129
14歳	14	31					1	75	2	5	2	2	6		1	6	145
15歳	8	24					8	48	4	4		1	3		1	1	102
16歳	6	16					7	59		4		1	1			2	96
17歳	12	6	1				1	66	1	1	1					3	92
18歳以上		4					6	110	1		1					3	125
計	302	436	4		2	7	64	867	161	25	19	39	24	3	12	50	2,015

表6-1

相談種別対応状況

全 県

相談種別	前年度未対応件数	本年度対応件数																	未対応件数		
		面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター	指導・指示又は通知	福祉事務所送致又は通知	訓戒・誓約	児童福祉施設		指定発達支援医療機関委託	里親委託	法第27条第1項第4号	による家庭裁判所送致	障害児施設等への利用契約	その他		計	
		助言指導	継続指導	他機関あつせん							入	通									
																					法第27条の3による
養護	児童虐待	125	859	12	8	52				3	64	1			9			145	1,152	105	
	その他	64	433	7	5	25				3	36				8			57	574	47	
保健	その他	116	1,673	12	18	31				1	81				16		3	100	1,935	150	
		47	708	3	6	9					38				9			46	819	66	
障害	健全	2	272								1							1	274	3	
		1	119																119	2	
	肢体不自由																				1
	視聴覚障害		3																	3	
			2																	2	
	言語発達障害等		62																	62	
			20																	20	
重症心身障害	3	186											1				7		194	4	
	1	90															3		93	2	
知的障害	21	3,057		1													6	10	3,074	17	
	6	918															1	3	922	5	
発達障害	23	596	5	1	1													2	605	19	
	4	152																	152	4	
非行	ぐ犯行為等	30	159	2	1	5				9	11							15	202	23	
		12	68	1	1	1				2	1							4	78	5	
	触法行為等	37	22		2	7				44	2							9	86	31	
		5	3							8								1	12	6	
育成	性格行動	62	347	15	1	9				2	8							13	395	48	
		13	123	4		5				2	1							4	139	14	
	不登校	28	110	4	6													11	131	30	
		10	43	2	2													4	51	9	
適性	1	168																	168		
		62																	62		
育児・しつけ	1	1,229		1														1	1,231	2	
		552		1															553		
その他	8	776		11							1							14	802	6	
	6	295		4							1							4	304	4	
計		457	9,519	50	50	105				59	168	1		1	25		16	321	10,314	439	
		169	3,588	17	19	40				15	77				17		4	123	3,900	164	
構成比 (%)		92.3	0.5	0.5	1.0				0.6	1.6			0.0	0.2		0.2	3.1	100.0			
		92.0	0.4	0.5	1.0				0.4	2.0			0.4		0.1	3.2	100.0				

(注) 下段は、女兒の再掲

表6-2

相談種別対応状況

中央児相

相談種別	対応別	前年度未対応件数	本年度対応件数														未対応件数				
			面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター	指導・指導致又は通知	福祉事務所送致又は通知	訓戒・誓約	児童福祉施設		指定発達支援医療機関委託	里親委託	法第27条第1項第4号		による家庭裁判所送致	障害児施設等への利用契約	その他の	計
			助言指導	継続指導	他機関あつせん							入所	通所								
養護	児童虐待	78 41	415 209	9 4		31 14				1 1	35 20	1			5 4			61 24	557 276	68 24	
	その他	44 12	1,164 478	9 2	2	9 2					24 13				6 3		3	26 12	1,243 510	37 17	
保健	健康	1	264 112																264 112	2 1	
	障害																				
非行	肢体不自由																				
	視聴覚障害		1																	1	
	言語発達障害等		43 13																	43 13	
	重症心身障害	1	53 32										1				5 2			59 34	1 1
	知的障害	14 2	1,355 416		1													2	6 2	1,364 418	12 3
	発達障害	19 3	327 87	5	1	1														335 87	11 2
育成	ぐ犯行為等	16 5	118 47	2 1		3 1				4 2	4								6 1	137 52	15 2
	触法行為等	13 3	4 2			3				17 4	1								3 1	28 7	18 3
その他	性格行動	31 5	257 100	13 4		2 2					3								4 1	279 107	26 5
	不登校	22 8	73 27	4 2	4 1														2 1	83 31	23 8
	適性		146 61																	146 61	
	育児・しつけ		1,205 541		1 1																1,206 542
その他	2 1	704 262		4 1															5 2	713 265	1
計		241 80	6,129 2,387	42 13	13 3	49 19				22 7	67 33	1		1	11 7		10 2	114 44	6,458 2,515	215 66	
構成比(%)			94.9 94.9	0.7 0.5	0.2 0.1	0.8 0.8				0.3 0.3	1.0 1.3			0.0 0.3	0.2 0.3		0.2 0.1	1.8 1.7	100.0 100.0		

(注) 下段は、女兒の再掲

表6-3

相談種別対応状況

西部児相

相談種別	対応別	前年度未対応件数	本年度対応件数															未対応件数					
			面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター	指導・指導致又は通知	福祉事務所送致又は通知	訓戒・誓約	児童福祉施設		指定発達支援医療機関委託	里親委託	法第27条第1項第4号	による家庭裁判所送致		障害児施設等への利用契約	その他	計		
			助言指導	継続指導	他機関あつせん							入所	通所										
																						家庭裁判所送致(再掲)	法第27条の3による
養護	児童虐待	18 11	199 104	1 1	4 2	3 1					10 5				1 1			63 24	281 138	20 11			
	その他	34 18	211 100	1 1	3 2	9 4					14 5				3 2			40 19	281 133	50 22			
保健	健康	1 1	5 4															1 4	6 4	1 1			
	障害																				1		
非行	肢体不自由																				1		
	視聴覚障害																						
	言語発達障害等		12 2																		12 2		
	重症心身障害		70 37														1				71 37	1	
	知的障害	1	839 236																		3 1	842 237	
育成	発達障害	1	113 28																		1 28	114 28	
	ぐ犯行為等	13 7	24 12			1				2	4 1										8 2	39 15	8 3
その他	触法行為等	18	13 1		1	3				12 2	1										6 3	36 3	10 3
	性格行動	23 6	57 11	1	1	4 2					3 1										8 2	74 16	17 7
	不登校	4 1	21 9																		5 2	26 11	3
	適性		18																			18	
計	育児・しつけ	1	13 7																			13 7	1
	その他	5 4	31 13								1 1										6 2	38 16	5 4
計		119 48	1,626 564	3 2	9 4	20 7				14 2	33 13				4 3			1	141 52	1,851 647	117 51		
構成比(%)			87.8 87.2	0.2 0.3	0.5 0.6	1.1 1.1				0.8 0.3	1.8 2.0				0.2 0.5			0.1	7.6 8.0	100.0 100.0			

(注) 下段は、女兒の再掲

表6-4

相談種別対応状況

東部児相

相談種別	対応別	前年度未対応件数	本年度対応件数														未対応件数				
			面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター	指導・指示	福祉事務所送致又は通知	訓戒・誓約	児童福祉施設		指定発達支援医療機関委託	里親委託	法第27条第1項第4号		による家庭裁判所送致	障害児施設等への利用契約	その他の	計
			助言指導	継続指導	他機関あつせん							入所	通所								
養護	児童虐待	29 12	245 120	2 2	4 3	18 10				2 2	19 11				3 3			21 9	314 160	17 12	
	その他	38 17	298 130	2 4	13 4	13 3				1	43 20				7 4			34 15	411 176	63 27	
保健	健康		3 3								1								4 3		
	障害																				
非行	肢体不自由																				
	視聴覚障害		2 2																	2 2	
	言語発達障害等		7 5																	7 5	
	重症心身障害	2 1	63 21															1 1	64 22	2 1	
	知的障害	6 4	863 266															4 1	868 267	5 2	
	自閉症等	3 1	156 37																156 37	8 2	
育成	ぐ犯行為等	1	17 9		1 1	1				3	3							1 1	26 11		
	触法行為等	6 2	5		1	1				15 2									22 2	3	
育成	性格行動	8 2	33 12	1		3 1				2 2	2							1 1	42 16	5 2	
	不登校	2 1	16 7		2 1													4 1	22 9	4 1	
	適性	1	4 1																4 1		
	育児・しつけ		11 4															1	12 4		
その他	1 1	41 20		7 3														3	51 23		
計		97 41	1,764 637	5 2	28 12	36 14				23 6	68 31				10 7		5 2	66 27	2,005 738	107 47	
構成比(%)			88.0 86.3	0.2 0.3	1.4 1.6	1.8 1.9				1.1 0.8	3.4 4.2				0.5 0.9		0.2 0.3	3.3 3.7	100.0 100.0		

(注) 下段は、女兒の再掲

表7

調査・診断及び心理療法・カウンセリングの状況

(単位：件)

児 相 別	対 象 別	調 査 ・ 社 会 診 断 指 導	医学的診断指導			心理診断指導					そ の 他 の 診 断 指 導	心理療法・カウンセリング等			
			診 察 ・ 指 導	医 学 的 検 査	そ の 他	知 能 検 査	発 達 検 査	人 格 検 査	そ の 他 の 検 査	面 接 ・ 観 察 ・ 指 導		医 師	児 童 心 理 司 等	児 童 福 祉 司 等	そ の 他 の 所 員
中央 児 相	児 童	3,099	259			713	557	131		1,901			1,336	874	159
	(再掲) 児童虐待	1,039	4			53	16	46		400			338	252	42
	(再掲) 非 行	427	1			20	2	23		157			150	116	35
	保 護 者	6,740								1,907			258	1,601	338
	(再掲) 児童虐待	2,375								183			29	511	148
	(再掲) 非 行	593								149			40	118	28
	そ の 他	8,828								1,388			43	1,739	221
	(再掲) 児童虐待	3,757								483			15	877	98
	(再掲) 非 行	590								168			6	140	17
	計	18,667	259			713	557	131		5,196			1,637	4,214	718
(再掲) 児童虐待	7,171	4			53	16	46		1,066			382	1,640	288	
(再掲) 非 行	1,610	1			20	2	23		474			196	374	80	
北部 支 所	児 童	498	110			307	199	49		575			314	404	162
	(再掲) 児童虐待	256				9		11		65			95	114	70
	(再掲) 非 行	94				7		14		60			25	60	17
	保 護 者	956								551			177	770	317
	(再掲) 児童虐待	376								51			44	268	115
	(再掲) 非 行	127								49			6	99	19
	そ の 他	1,242								461			86	764	811
	(再掲) 児童虐待	686								64			27	222	305
	(再掲) 非 行	79								44			6	56	47
	計	2,696	110			307	199	49		1,587			577	1,938	1,290
(再掲) 児童虐待	1,318				9		11		180			166	604	490	
(再掲) 非 行	300				7		14		153			37	215	83	
西部 児 相	児 童	1,460	218			546	417	138	3	1,387			318	24	41
	(再掲) 児童虐待	600				32	4	40		233			73		2
	(再掲) 非 行	206	1			20		32		168			107		
	保 護 者	3,233								1,191			120	44	53
	(再掲) 児童虐待	1,226								111			14		5
	(再掲) 非 行	415								114			36		2
	そ の 他	5,467								1,121			134	12	33
	(再掲) 児童虐待	2,442								375			25		4
	(再掲) 非 行	583								202			43		20
	計	10,160	218			546	417	138	3	3,699			572	80	127
(再掲) 児童虐待	4,268				32	4	40		719			112		11	
(再掲) 非 行	1,204	1			20		32		484			186		22	

児 相 別	対 象 別	調 査 ・ 社 会 診 断 指 導	医学的診断指導			心理診断指導					そ の 他 の 診 断 指 導	心理療法・カウンセリング等			
			診 察 ・ 指 導	医 学 的 検 査	そ の 他	知 能 検 査	発 達 検 査	人 格 検 査	そ の 他 の 検 査	面 接 ・ 観 察 ・ 指 導		医 師	児 童 心 理 司 等	児 童 福 祉 司 等	そ の 他 の 所 員
東 部 児 相	児 童	1,894	366			642	111	153		962			322	265	3
	(再掲) 児童虐待	869	10			34	6	18		74			57	95	2
	(再掲) 非 行	224				4		10		14			22	36	
	保 護 者	4,145								1,023			256	510	51
	(再掲) 児童虐待	1,662								33			12	323	40
	(再掲) 非 行	370								10			5	40	
	そ の 他	9,514								481			128	608	3
	(再掲) 児童虐待	4,246								84			38	224	3
	(再掲) 非 行	377								32			9	31	
	計	15,553	366			642	111	153		2,466			706	1,383	57
	(再掲) 児童虐待	6,777	10			34	6	18		191			107	642	45
(再掲) 非 行	971				4		10		56			36	107		
計	47,076	953			2,208	1,284	471	3	12,948			3,492	7,615	2,192	
(再掲) 児童虐待	19,534	14			128	26	115		2,156			767	2,886	834	
(再掲) 非 行	4,085	2			51	2	79		1,167			455	696	185	

表 8 - 1

児童心理司の活動状況

	調査(インテーク)	心理診断指導						面接・観察・指導			心理療法・カウンセリング			その他の活動		
		知能検査		発達検査	人格検査	その他	児童	保護者	その他	児童	保護者	その他	電話相談	関係機関との連絡調整	会議	
		ウェクスラー式	その他													
中央児相	合計	392	131	582	557	131	0	1,901	1,907	1,388	1,336	258	43	462	512	152
	(再掲) 児童虐待	3	33	20	16	46	0	400	183	483	338	29	15			
	(再掲) 非行	4	16	4	2	23	0	157	149	168	150	40	6			
北部支所	合計	103	36	271	199	49	0	575	551	461	314	177	86	57	63	23
	(再掲) 児童虐待	1	3	6	0	11	0	65	51	64	95	44	27			
	(再掲) 非行	2	7	0	0	14	0	60	49	44	25	6	6			
西部児相	合計	173	77	469	417	138	3	1,387	1,191	1,121	318	120	134	205	426	79
	(再掲) 児童虐待	12	21	11	4	40	0	233	111	375	73	14	25			
	(再掲) 非行	7	17	3	0	32	1	168	114	202	107	36	43			
東部児相	合計	251	129	513	111	153	0	962	1,023	481	322	256	128	184	158	20
	(再掲) 児童虐待	5	19	15	6	18	0	74	33	84	57	12	38			
	(再掲) 非行	2	4	0	0	10	0	14	10	32	22	5	9			

(注) 単位について、面接・観察・指導及び心理療法・カウンセリングは延人数、他は延件数

表 8 - 2

一時保護所児童心理司の活動状況 (表 8 - 1 の内数)

	心理診断指導					面接・観察・指導			心理教育		観察事項 シート作成
	知能検査		発達検査	人格検査	その他	児童	保護者	その他	実施件数	延児童数	
	ウェクスラー式	その他									
合計	0	0	13	0	0	474	0	0	90	802	8
(再掲) 児童虐待	0	0	4	0	0	159	0	0			
(再掲) 非行	0	0	0	0	0	46	0	0			

表 9

児童心理司による心理療法・カウンセリング(在宅情緒障害児治療訓練)の状況

表 9-1 グループ指導・個別指導

(単位:人数)

内容別	中央児相			北部支所			西部児相			東部児相		
	実人数	延人数		実人数	延人数		実人数	延人数		実人数	延人数	
		児童	保護者等		児童	保護者等		児童	保護者等		児童	保護者等
グループ指導	8	14	0	0	0	0	8	0	12	12	9	6
個別指導	256	1,336	301	88	314	263	77	284	215	97	322	384

表 9-2 主訴別

(単位:延人数)

	中央児相		北部支所		西部児相		東部児相		計
	児童	保護者等	児童	保護者等	児童	保護者等	児童	保護者等	
虐待	340	44	97	72	73	39	59	50	774
非行	157	49	25	12	107	79	22	14	465
性格	519	113	72	61	45	56	225	295	1,386
再) 乱暴	95	20	28	26	35	23	34	39	300
再) 落ち着き無し	33	2	3	3	0	0	28	28	97
再) その他	391	91	41	32	10	7	163	229	964
不登校	144	80	0	1	33	36	2	6	302
その他	176	15	120	117	26	5	14	19	492
計	1,336	301	314	263	284	215	322	384	3,419

表 9-3 キャンプ訓練

	年月日	名称	実施場所	参加者数
中央児相	H28. 8. 2	わくわくデイキャンプ	前橋市赤城少年自然の家	6名
	H28. 12. 26	わくわくデイキャンプ	群馬県東毛青少年自然の家	8名
西部児相	H28. 8. 3	不登校児サマーデイキャンプ	赤城ふれあいの森	4名
東部児相	H28. 8. 3	わいわい塾	小平の里	8名

表 10

療育手帳の判定の状況

(単位:件)

	新規判定件数	再判定件数	計
中央児相	129	376	505
北部支所	52	123	175
西部児相	118	28	146
東部児相	148	339	487
計	447	866	1,313

表 11

特別児童扶養手当等診断書発行件数

(障害児福祉手当を含む)

(単位:件)

中央児相	114
北部支所	41
西部児相	97
東部児相	137
計	389

表12

## 出張相談の状況

児 相 別	区 分	実 施 回 数	相 談 種 別 延 人 数														計
			養 護	保 健	肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害 等	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性	育 児 ・ し っ け	
中央 児 相	巡回相談																
	出張判定	14	9					2	3								
	1.6歳児・3歳児精健																
	計	14	9					2	3								14
北部 支 所	巡回相談	6						1	30	3							
	出張判定	9	5						6								11
	1.6歳児・3歳児精健	10					4		11	29				4			48
	計	25	5				4	1	47	32				4			93
西部 児 相	巡回相談	3					1	1	5	15							22
	出張判定	15	6					3	5	1							15
	1.6歳児・3歳児精健	12					6		13	33			1		2		55
	計	30	6				7	4	23	49			1		2		92
東部 児 相	巡回相談	20				1		6	123	18	1		4		1	1	155
	出張判定	22	11					5	4			1	1				22
	1.6歳児・3歳児精健	12							14	19							33
	計	54	11			1		11	141	37	1	1	5		1	1	210

(注) 1.6歳児・3歳児精健は同事後指導を含む延人数で、出張相談分のみを計上

表 1 3

1歳6か月児・3歳児精健及び事後指導の状況

(単位：延人数)

	1歳6か月児 精健	事後指導	3歳児精健	事後指導	人数計
中央児相	0	0	30	21	51
北部支所	14	0	53	49	116
西部児相	3	0	28	24	55
東部児相	4	0	18	11	33
計	21	0	129	105	255

表 1 4

施設入所再判定の状況

施設種別 児相別	中央児相		北部支所		西部児相		東部児相		人数計
	実施回数	延人数	実施回数	延人数	実施回数	延人数	実施回数	延人数	
児童養護施設 (乳児院を含む)	19	19	11	11	9	10	32	32	72
児童自立支援施設	0	0	0	0	0	0	1	1	1
里親	0	0	0	0	0	0	2	2	2
自立援助ホーム	0	0	0	0	0	0	0	0	0
児童心理治療施設	2	2	0	0	0	0	2	2	4
肢体不自由児施設	1	1	0	0	3	3	1	3	7
知的障害児施設	2	3	5	5	6	8	6	6	22
重症心身障害児施設	1	2	0	0	0	0	0	0	2
計	25	27	16	16	18	21	44	46	110

※措置のみの数字(契約は除く)

表 1 5

児童福祉司による在宅指導（法第 2 6 条第 1 項第 2 号措置）の状況

（単位：件）

経路別 児相別	27 年 度 末 現 在	経 路 別																			解 除 数	28 年 度 末 現 在						
		都道府県				市 町 村				児童福祉施設 指定医療機関		児童 家庭 支援 センター	警 察 等	家 庭 裁 判 所	保 健 機 関	所 び 開	学 校 等			里 親			児 童 委 員	家 族 ・ 親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	そ の 他	計
		児 童 相 談 所	福 祉 事 務 所	保 健 セ ン タ ー	そ の 他	福 祉 事 務 所	児 童 委 員	保 健 セ ン タ ー	そ の 他	保 育 所	児 童 福 祉 施 設						療 育 機 関	学 校 等	幼 稚 園									
中央児相	34							3		1										6		1		12	12	34		
西部児相	10	5			1	2							1							2			2	13	13	10		
東部児相	24	2						3						1		2				8				16	24	16		
計	68	7			1	2		3	3	1			1		2	2			16		1	2	41	49	60			

表 1 6

児童福祉司による在宅指導（法第 2 7 条第 1 項第 2 号措置）の状況

（単位：件）

経路別 児相別	27 年 度 末 現 在	経 路 別																			解 除 数	28 年 度 末 現 在						
		都道府県				市 町 村				児童福祉施設 指定医療機関		児童 家庭 支援 センター	警 察 等	家 庭 裁 判 所	保 健 機 関	所 び 開	学 校 等			里 親			児 童 委 員	家 族 ・ 親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	そ の 他	計
		児 童 相 談 所	福 祉 事 務 所	保 健 セ ン タ ー	そ の 他	福 祉 事 務 所	児 童 委 員	保 健 セ ン タ ー	そ の 他	保 育 所	児 童 福 祉 施 設						療 育 機 関	学 校 等	幼 稚 園									
中央児相	51	2				1		1	2	3			10			2	5			8		1	2	37	31	57		
西部児相	15					1							4		1					1				7	18	4		
東部児相	16	5				2						1	1	3	4					4				20	11	25		
計	82	7				4		1	2	3		15	1	6	9				13		1	2	64	60	86			

表 1 7

児童福祉施設等の措置及び指定発達支援医療機関委託等状況（法第27条第1項第3号の措置及び法第27条第2項の委託、法第33条の6第1項）（単位：件）

施設名	措置・委託状況	定員	27年度末現在				28年度入所措置				28年度措置解除				28年度末現在			
			中央	西部	東部	計	中央	西部	東部	計	中央	西部	東部	計	中央	西部	東部	計
里親	里親	-	18	7	16	41	11	4	8	23	5	3	6	14	24	8	18	50
	小計		18	7	16	41	11	4	8	23	5	3	6	14	24	8	18	50
小規模 住居	ファミリーホーム	-	12	5	5	22		2	3	5	3		1	4	9	7	7	23
	小計		12	5	5	22		2	3	5	3		1	4	9	7	7	23
乳 児 院	愛育乳児園	20	5	7		12	13	5		18	7	6		13	11	6		17
	桐葉乳児園	15	4	1	5	10	1		15	16	2	1	12	15	3		8	11
	東光乳児院	13	1		8	9	3		5	8	2		8	10	2		5	7
	小計		10	8	13	31	17	5	20	42	11	7	20	38	16	6	13	35
児 童 養 護 施 設	地行園	66					(2)			(2)			(2)	(2)				
	(小規模) 第2地行園・第3地行園	12	28	3	27	58	5	1	4	10	8	2	6	16	25	2	25	52
	希望館	30	8	12	8	28	3	3	1	7	3	3	1	7	8	12	8	28
	希望館(八幡の家)	45	21	11	12	44	6		5	11	7	1	6	14	20	10	11	41
	鐘の鳴る丘少年の家	70																
	(小規模) あすなろホーム	6	27	9	34	70	1	2	5	8	1	1	9	11	27	10	30	67
	フランススの町	45																
	(小規模) 足門ホーム	6	24	14	10	48	5	1		6	5	1	4	10	24	14	6	44
	子持山学園	45																
	(小規模) 浅田ホーム	6	33	11	6	50	2			2	3	2	1	6	32	9	5	46
	東光虹の家	50					(2)		(2)	(4)		(2)	(2)	(4)				
	(小規模) 童夢	6	4	3	34	41	5	1	10	16	1	3	13	17	8	1	31	40
	こはるび	36	12	14	3	29	5	5	1	11	2	6	1	9	15	13	3	31
	小計		157	77	134	368	(4) 32	(1) 13	(2) 26	(7) 71	(1) 30	(2) 19	(4) 41	(7) 90	159	71	119	349
児 童 心 理 設 置	青い鳥ぐんま(入所)	38	12	1	9	22		1	4	5	4	1	4	9	8	1	9	18
	青い鳥ぐんま(通所)	15	1			1								1				
	小計		13	1	9	23		1	4	5	5	1	4	10	8	1	9	18
児 童 自 立 設 置	ぐんま学園	54	10	4	7	21	10	7	8	25	10	4	11	25	10	7	4	21
	*武蔵野学院	-							1	1			1	1				
	*きぬ川学院	-	1			1		1	1					1	1		2	
	小計		11	4	7	22	10	8	9	27	10	4	12	26	11	8	4	23
障 害 児 入 所 施 設	しろがね学園	54	6	7	9	22	2	2	4	8		1	3	4	8	8	10	26
	つつじヶ丘学園	30			2	2							2	2				
	しきしま学園	20	2	1	3	6	2			2			1	1	4	1	2	7
	わたらせ養護園	40	8	2	5	15	(1) 1	2	2	(1) 5	1	(1) 1	(1) 2	2	8	3	7	18
	小計		16	10	19	45	(1) 5	4	6	(1) 15	1	(1) 2	(1) 6	9	20	12	19	51
	*横浜調音院	-			1	1							1	1				
	小計				1	1							1	1				
	群馬整肢療護園	66	2	3		5	1			1					3	3		6
	両毛整肢療護園	60	2		2	4	1			1	1			1	2		2	4
	小計		4	3	2	9	2			2	1			1	5	3	2	10
支 所 入 所 施 設	はんなさわらび療育園	103	1			1	1		1						2			2
	希望の家療育病院	132	1		2	3									1		2	3
	群馬整肢療護園	50	1			1									1		1	1
	小計		3		2	5	1			1					4		2	6
措置(法第27条第1項第3号)計			244	115	208	567	(5) 78	(1) 37	(2) 76	(8) 191	(1) 66	(3) 36	(4) 91	(8) 193	256	116	193	565
指 定 発 達 支 援 機 関	渋川医療センター	-					1			1					1			1
	*小諸高原病院	-																
	*東埼玉病院	-																
	小計						1			1					1			1
委託(法第27条第2項)計							1			1					1			1
援 助	ぐんま風の家	-	1	1	1	3			2	2	1	1		2			3	3
	オーレの家	-					2	1	1	4			1	1	2	1		3
	*クリの家	-						1		1						1		1
	小計		1	1	1	3	2	2	3	7	1	1	1	3	2	2	3	7
(法第33条の6第1項)計			1	1	1	3	2	2	3	7	1	1	1	3	2	2	3	7
合 計			245	116	209	570	(5) 81	(1) 39	(2) 79	(8) 199	(1) 67	(3) 37	(4) 92	(8) 196	259	118	196	573

(注) ①( )は児童相談所におけるケース移管数の再掲

②\*がついている施設は県外施設

③(小規模)は地域小規模養護施設

表18

## 施設入所児童等の措置解除の理由

(単位：件)

児相別	解除理由 施設種類	家 引 取	就 職	措 置 更	養 子 組	死 亡	成 施 人 設	そ の 他	計
中 央 児 相	里 親	1		1	3				5
	ファミリーホーム		1	1				1	3
	乳 児 院	2		7				2	11
	児童養護施設	13	12	3				2	30
	児童心理治療施設	2		2				1	5
	児童自立支援施設	5	3					2	10
	福祉型障害児入所施設			1					1
	医療型障害児入所施設							1	1
	指定発達支援医療機関								
	自立援助ホーム							1	1
	計	23	16	15	3			10	67
西 部 児 相	里 親	1			1			1	3
	ファミリーホーム								
	乳 児 院	3		4					7
	児童養護施設	10	3	1				5	19
	児童心理治療施設			1					1
	児童自立支援施設	2					1	1	4
	福祉型障害児入所施設						1	1	2
	医療型障害児入所施設								
	指定発達支援医療機関								
	自立援助ホーム		1						1
	計	16	4	6	1		2	8	37
東 部 児 相	里 親	1		1	3			1	6
	ファミリーホーム	1							1
	乳 児 院	12		6				2	20
	児童養護施設	24	7	4				6	41
	児童心理治療施設	2		2					4
	児童自立支援施設	4	2				1	5	12
	福祉型障害児入所施設			2			5		7
	医療型障害児入所施設								
	指定発達支援医療機関								
	自立援助ホーム	1							1
	計	45	9	15	3		6	14	92
合 計	84	29	36	7		8	32	196	

表 1 9

## 里親及び委託児童の状況

(単位：人)

児 相 別	郡 市 別	27年度末現在				増(28年度中)				減(28年度中)				28年度末現在			
		登 録 里 親	児 童 委 託 の 里 親	委 託 児 童		登 録 里 親	児 童 委 託 の 里 親	委 託 児 童		登 録 里 親	児 童 委 託 の 里 親	委 託 児 童		登 録 里 親	児 童 委 託 の 里 親	委 託 児 童	
				男	女			男	女			男	女			男	女
中 央 児 相	前橋市	30	6	4	2	6	3	1	2	1	4	4		35	5	1	4
	伊勢崎市	13	3	2	1	1	2	2	3		1	1		14	4	3	4
	沼田市	3	2	1	1		2		2		1		1	3	3	1	2
	渋川市	7					1	1						7	1	1	
	北群馬郡	4	1	1						1				3	1	1	
	吾妻郡	5	2	1	1	1								6	2	1	1
	利根郡	3	1		2									3	1		2
	佐波郡	2	1	1										2	1	1	
	県外						1		1						1		1
	計	67	16	10	7	8	9	4	8	2	6	5	1	73	19	9	14
西 部 児 相	高崎市	25	6	4	4	4	3	1	2	2	2	1	2	27	7	4	4
	藤岡市																
	富岡市	4	2	1	1	2	1		1		1		1	6	2	1	1
	安中市	5	1		1									5	1		1
	多野郡																
	甘楽郡					2								2			
	県外																
	計	34	9	5	6	8	4	1	3	2	3	1	3	40	10	5	6
東 部 児 相	桐生市	8	5	3	3	1	2	2	2					9	7	5	5
	太田市	14	5	4	1	4	3	3		2	2	2		16	6	5	1
	館林市	4	3	1	2						2		2	4	1	1	
	みどり市	1												1			
	邑楽郡	3												3			
	県外																
	計	30	13	8	6	5	5	5	2	2	4	2	2	33	14	11	6
合計	131	38	23	19	21	18	10	13	6	13	8	6	146	43	25	26	

(注) 平成29年3月31日現在の市町村

表 20

年齢別在宅重症心身障害児（者）数（平成28年度末現在）

（単位：実人数）

児相別	年齢別		0 ～ 1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳以上	計	
	郡	市別																				
中央児相	前橋市				1	1		4	1	1	3	5	7	3	3	2	1	3	5	34	74	
	伊勢崎市				3	2	1	1	1	4	4	1	2		1	2	2	2	2	20	46	
	沼田市														2						2	
	渋川市		1			1					1			1	1	2	1	2		10	20	
	北群馬郡												1								4	5
	吾妻郡					1								2				1	1		2	7
	利根郡								1									1	1		1	4
	佐波郡																			1	4	5
	計			1	1	4	4	5	3	2	8	9	9	8	7	5	6	8	8	8	75	163
西部児相	高崎市				4	4	4	2	3	5	5	3	1	7	3	6	5	2	46		100	
	藤岡市						1	1	1	1	2	1	1	2	1		1		4		16	
	富岡市								1											4	5	
	安中市						1	1									2			5	9	
	多野郡																					
	甘楽郡																		1	2	3	
	計				4	4	6	4	5	6	7	4	2	9	4	8	6	3	61		133	
東部児相	桐生市														1	2	4	3	1	14	25	
	太田市				2		3	3	3	4	1	2	3	2	3	3	3	3	2	36	70	
	館林市					1							1	1	1				1	5	10	
	みどり市				1	1		2							1					1	9	
	邑楽郡					1				5	1	1	1	1		1				7	18	
	計				3	2	4	5	3	9	2	3	5	6	6	8	6	5	71		138	
合計			1	1	11	10	15	12	10	23	18	16	15	22	15	22	20	16	207		434	

（注）平成29年3月31日現在の市町村

表 2 1

措置の停止並びに措置中等の調査・診断・指導 (単位：件)

	児童福祉施設		里 親		指定発達支援医療機関	
	停止	調査・診断・指導	停止	調査・診断・指導	停止	調査・診断・指導
中央児相	18	7,807	1	232		54
西部児相	11	9,517	1	987		
東部児相	13	9,711	1	586		
計	42	27,035	3	1,805		54

表 2 2

郡市別一時保護児童数 (単位：人)

児相別	年度 郡市別	24		25		26		27		28	
		中央児相	前橋市	(16)	63	(11)	52	(23)	87	(29)	105
	伊勢崎市	(13)	38	(15)	56	(15)	59	(32)	69	(36)	36
	沼田市		2	(4)	12		7		3		9
	渋川市	(5)	11	(12)	13	(13)	10	(9)	19	(8)	19
	北群馬郡	(2)	7	(2)	7		6		2	(4)	13
	吾妻郡			(3)	5	(1)	2	(2)	8	(3)	11
	利根郡	(1)					1		2		1
	佐波郡	(1)	7	(3)	10	(2)	13	(2)	4	(3)	5
	管外		4	(1)							1
	県外			(1)					3	(1)	1
	計	(38)	132	(52)	155	(54)	185	(74)	215	(92)	169
西部児相	高崎市	(16)	35	(18)	35	(26)	63	(32)	65	(40)	83
	藤岡市	(4)	5	(1)	9	(1)	5	(6)	12	(9)	14
	富岡市		2	(1)	2		4	(3)	5	(1)	2
	安中市	(2)	6		4	(6)	16	(2)	5	(4)	12
	多野郡						1				
	甘楽郡			(1)	1	(1)		(1)	2		1
	管外			(2)	1			(1)	2		
	県外	(1)	3						3		3
	計	(23)	51	(23)	52	(34)	89	(45)	94	(54)	115
東部児相	桐生市	(6)	17	(7)	8	(2)	18	(10)	30	(13)	26
	太田市	(12)	39	(49)	58	(41)	40	(62)	90	(29)	96
	館林市	(8)	7	(2)	11	(4)	7	(4)	8	(4)	3
	みどり市	(2)	9		10	(13)	9	(1)	8	(8)	20
	邑楽郡	(3)	25	(7)	21	(16)	24	(18)	27	(16)	28
	管外			(2)							
	県外	(4)	3	(2)	4	(1)			4		1
	計	(35)	100	(69)	112	(77)	98	(95)	167	(70)	174
合計		(96)	283	(144)	319	(165)	372	(214)	476	(216)	458

(注) ① ( ) 書きは、一時保護所以外の場所に保護を委託した児童数の別掲

②前年度からの継続は含み、次年度へ継続した児童は含まない

表23

一時保護児童相談別援助状況

(単位：件)

児相別	区分	前年度繰越	里親委託	施設入所					在宅指導	家庭引取	家裁送致	他児相	就職	無断外出	その他	合計	次年度繰越
				乳児院	児童養護施設	児童療養施設	児童自立施設	障害児施設									
中央児相	養護	児童虐待	(5) 8	(3)	(4)	(12) 10		(1)	4	(4) 11	(9) 35				(2) 5	(35) 65	(3) 7
		その他	(3) 5	(2) 1	(10)	(2) 4		(2) 1	(1) 1	(3) 4	(15) 38				(8) 9	(43) 58	(3) 2
	障害	知的障害															
		発達障害									(1) 1				1	(1) 2	
	非行	ぐ 犯	1			4	1	(1) 4		2	14	1	1		(1) 4	(2) 31	
		触 法						1		1						2	
	育成	不登校						(3)			(7)					(10)	
		性格行動	1			1		1			7				(1) 1	(1) 10	2
		その他															
		保健・その他													1	1	
	計	(8) 15	(5) 1	(14)	(14) 19	1	(7) 7	(1) 5	(7) 18	(32) 95	1	1		(12) 21	(92) 169	(6) 11	
	西部児相	養護	児童虐待	(1) 8	1		(1) 7	1	1	(1) 3	2	(14) 36			(12) 7	(28) 58	(3) 2
			その他	(1) 1		(3)	6			(1)		(11) 21		3	(6) 5	(21) 35	(1) 1
		障害	知的障害														
発達障害																	
非行		ぐ 犯						(1) 4			(1) 3	1			1	(2) 9	1
		触 法								1	1					2	
育成		不登校															
		性格行動				(1)		1			(1) 8				(1) 2	(3) 11	1
		その他															
保健・その他																	
計	(2) 9	1	(3)	(2) 13	1	(1) 6	(2) 3	3	(27) 69	1	3		(19) 15	(54) 115	(4) 5		
東部児相	養護	児童虐待	(2) 3	(1) 1	(3)	(3) 7			(2)		(5) 40			(1) 9	(15) 57	1	
		その他	(5) 1	(1) 1	(9)	(8) 10	2	2			(17) 60			(12) 8	(47) 83	(2) 3	
	障害	知的障害															
		発達障害															
	非行	ぐ 犯	1			2	1	8			9	1	(1)		(3) 2	(4) 23	(1) 1
		触 法															
	育成	不登校															
		性格行動	2			1	1	1			(2) 7				(2) 1	(4) 11	
		その他															
	保健・その他																
計	(7) 7	(2) 2	(12)	(11) 20	4	11	(2)		(24) 116	1	(1)		(18) 20	(70) 174	(3) 5		
合計	(17) 31	(7) 4	(29)	(27) 52	6	(8) 24	(5) 8	(7) 21	(83) 280	3	4	(1)	(49) 56	(216) 458	(13) 21		
構成比(%)		(3.2) 0.9	(13.4)	(12.5) 11.4	1.3	(3.7) 5.2	(2.3) 1.7	(3.2) 4.6	(38.4) 61.1	0.7	0.9	(0.5)	(22.7) 12.2	(100.0) 100.0			

(注) ① ( ) 書きは、一時保護所以外の場所に保護を委託した児童数の別掲  
 ②前年度からの継続は含み、次年度へ継続した児童は含まない

表 2 4

## 一時保護児童性別年齢別状況

(単位：人)

年齢	中央児相		西部児相		東部児相		合 計		
	男	女	男	女	男	女	男	女	計
0歳	(18)	(13)	(8)	(4)	(11)	(7)	(37)	(24)	(61)
1歳	(5)	(2)	(2)	(1)	(12)	(5)	(19)	(8)	(27)
2歳	5 (3)	4 (5)	3 (1)	2 (1)	6 (4)	6 (2)	14 (8)	12 (8)	26 (16)
3歳	3	2 (1)	1 (4)	2 (1)	4 (3)	3	8 (7)	7 (2)	15 (9)
4歳	6 (1)	5 (4)	4 (1)	7 (2)	4 (3)	3 (1)	14 (5)	15 (7)	29 (12)
5歳	4 (3)	4 (2)	1 (1)	4 (1)	5	3	10 (4)	11 (3)	21 (7)
6歳	7 (2)	1	5 (1)	1	2 (1)	3	14 (4)	5	19 (4)
7歳	6	2	(4)	1	1	3	7 (4)	6	13 (4)
8歳	3	2	4 (1)	1	4	1	11 (1)	4	15 (1)
9歳	6	3 (2)	2	2 (2)	6	3	14	8 (4)	22 (4)
10歳	2 (2)	5 (1)	3	3	7 (1)	5 (1)	12 (3)	13 (2)	25 (5)
11歳	7 (3)	6	7 (1)	4 (1)	7 (1)	4	21 (5)	14 (1)	35 (6)
12歳	3	7 (2)	6	9 (4)	11 (1)	7 (1)	20 (1)	23 (7)	43 (8)
13歳	10	10 (1)	7 (2)	10 (3)	17 (3)	5	34 (5)	25 (4)	59 (9)
14歳	12 (2)	8 (1)	7	4 (1)	6	13	25 (2)	25 (2)	50 (4)
15歳	12 (3)	6 (12)	4 (2)	3 (2)	4 (1)	8 (7)	20 (6)	17 (21)	37 (27)
16歳	4 (2)	10 (2)	2	2	2	11 (4)	8 (2)	23 (6)	31 (8)
17歳		4		3 (3)	4 (1)	6	4 (1)	13 (3)	17 (4)
18歳以上				1				1	1
合 計	90 (44)	79 (48)	56 (28)	59 (26)	90 (42)	84 (28)	236 (114)	222 (102)	458 (216)

(注) ① ( ) 書きは、一時保護所以外の場所に保護を委託した児童数の別掲

②前年度からの継続は含み、次年度へ継続した児童は含まない

表 2 5

## 一時保護児童在所日数

(単位：人)

(表25-1) 児相別

児相別	日数													計	1人当たり平均 (日)
	1～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31～35	36～40	41～45	46～50	51～55	56以上			
中央児相	(17) 23	(15) 26	(6) 22	(11) 13	(6) 9	(7) 11	(4) 7		(3) 8	(6) 5	(3) 8	(14) 30	(92) 169	(30.4) (29.4)	
西部児相	(10) 21	(7) 18	(11) 16	(4) 6	(3) 14	(8) 8	(2) 5	(2) 3	(1) 3	(1) 4	(1) 3	(4) 14	(54) 115	(25.6) (25.7)	
東部児相	(20) 40	(7) 34	(8) 29	(5) 14	(9) 8	(7) 9		(4) 8	(1) 6		(1) 2	(8) 17	(70) 174	(25.9) (21.5)	
計	(47) 84	(29) 78	(25) 67	(20) 33	(18) 31	(22) 28	(6) 16	(6) 18	(5) 17	(7) 12	(5) 13	(26) 61	(216) 458		
構成比(%)	(21.8) 18.3	(13.4) 17.0	(11.6) 14.6	(9.3) 7.2	(8.3) 6.8	(10.2) 6.1	(2.8) 3.5	(2.8) 3.9	(2.3) 3.7	(3.2) 2.6	(2.3) 2.8	(12.0) 13.3	(100.0) 100.0		

(注) ① ( ) 書きは、一時保護所以外の場所に保護を委託した児童数の別掲

② 前年度からの継続は含み、次年度へ継続した児童は含まない

(表25-2) 相談種別

(全 県)

相談種別	日数	1～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31～35	36～40	41～45	46～50	51～55	56以上	計	1人当たり平均 (日)	
		養護	児童虐待	(18) 26	(9) 33	(6) 22	(8) 8	(6) 18	(11) 8	(3) 8	(4) 10	(2) 6	(3) 5			(1) 8
	その他	(18) 44	(13) 29	(16) 26	(10) 18	(10) 8	(10) 9	(3) 6	(2) 2	(3) 8	(4) 4	(4) 4	(18) 18	(111) 176	(32.9) 21.3	
障害	知的障害															
	発達障害			(1)			1							(1) 2	(13.0) 17.0	
	その他		1													
非行	ぐ 犯	(5) 10	(1) 12		(1) 3	(1) 1		6	1	4	2	3	1	7	(8) 63	(8.4) 24.3
	触 法				1					1			2	4	60.0	
育成	不登校	(2)	(5)	(2)		(1)								(10)	10.0	
	性格行動	(4) 3	(1) 3		(1) 3		(1) 4		(1) 4					(1) 6	(8) 32	16.6 27.2
	その他															
保健・その他		1												1	3.0	
計		(47) 84	(29) 78	(25) 67	(20) 33	(18) 31	(22) 28	(6) 16	(6) 18	(5) 17	(7) 12	(5) 13	(26) 61	(216) 458	(27.7) 25.4	

(注) ① ( ) 書きは、一時保護所以外の場所に保護を委託した児童数の別掲

② 前年度からの継続は含み、次年度へ継続した児童は含まない

表 2 6

月別一時保護児童の状況（延人員）

（単位：人）

月別 児相別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計	1日 当たり
	(293) 437	(319) 411	(340) 338	(315) 388	(278) 512	(156) 326	(94) 211	(169) 232	(224) 456	(101) 522	(84) 539	(287) 540		
中央児相	(293) 437	(319) 411	(340) 338	(315) 388	(278) 512	(156) 326	(94) 211	(169) 232	(224) 456	(101) 522	(84) 539	(287) 540	(2,660) 4,912	(7.3) 13.5
西部児相	(30) 145	(145) 216	(179) 378	(187) 234	(51) 210	(81) 343	(198) 303	(174) 323	(137) 265	(38) 259	(111) 263	(127) 197	(1,458) 3,136	(4.0) 8.6
東部児相	(169) 233	(127) 213	(125) 289	(121) 546	(125) 603	(171) 264	(215) 363	(193) 334	(152) 200	(209) 84	(132) 256	(121) 291	(1,860) 3,676	(5.1) 10.1
計	(492) 815	(591) 840	(644) 1,005	(623) 1,168	(454) 1,325	(408) 933	(507) 877	(536) 889	(513) 921	(348) 865	(327) 1,058	(535) 1,028	(5,978) 11,724	(16.4) 32.1

(注) ① ( ) 書きは、一時保護所以外の場所に保護を委託した児童数の別掲

②前年度からの継続した児童及び次年度へ継続した児童を含む

表 2 7

一時保護児童受診の状況（中央児相）

（単位：人）

区 分	小 児 科	外 科	整 形 外 科	耳 鼻 科	精 神 科	皮 膚 科	眼 科	歯 科	諸 検 査					計
									医 学 診 断	脳 波	性 病	検 便	そ の 他	
件数	88	3	10	10	79	10	3	13	3	0	1	75	93	388

(注) 「諸検査その他」は健康診断時の検尿・血圧検査・身体測定の数

表 28

## 児童福祉司活動状況

(単位：件)

活動状況 児相別 郡市別	ケース訪問等					その他の活動				
	在 法 宅 指 導 ( 26   1   1   2 )	施 法 設 入 所 児 童 等 ( 27   1   2   3 )	里 親	調 査	計	会 議	巡 回 相 談	1.6 歳 児 精 健	関 係 機 関 連 絡 と 其 他	計
中央 児相	前橋市	2,889 (3)	2,037 (43)	8 (2)	5,848 (11)	10,782 (59)	106 (8)		178 (5)	284 (13)
	伊勢崎市	1,878	2,733	66	4,261	8,938	48		108 (3)	156 (3)
	沼田市	807 (807)	48 (48)	2 (2)	626 (619)	1,483 (1,476)	12 (12)		19 (19)	31 (31)
	渋川市	1,315 (1,313)	889 (889)	11 (11)	1,035 (1,028)	3,250 (3,241)	26 (26)		40 (40)	66 (66)
	北群馬郡	411 (410)	229 (229)	12 (12)	596 (537)	1,248 (1,188)	28 (28)		32 (32)	60 (60)
	吾妻郡	194 (194)	100 (100)	54 (54)	297 (297)	645 (645)	41 (41)	1 (1)	56 (56)	98 (98)
	利根郡	382 (382)	45 (45)	3 (3)	138 (138)	568 (568)	26 (26)		40 (40)	66 (66)
	佐波郡	160	156		552	868	39		6 (3)	45 (3)
	計	8,036 (3,109)	6,237 (1,354)	156 (84)	13,353 (2,630)	27,782 (7,177)	326 (141)	1 (1)	479 (198)	806 (340)
西部 児相	高崎市	1,401	3,930	545	7,037	12,913	110		29	139
	藤岡市	157	1,382	52	981	2,572	36		1	37
	富岡市	63	2		305	370	17			17
	安中市	27	467	5	778	1,277	33		1	34
	多野郡	1	1		13	15	28			28
	甘楽郡	39	136	10	89	274	43			43
	計	1,688	5,918	612	9,203	17,421	267		31	298
東部 児相	桐生市	161	1,130	189	1,708	3,188	10			10
	太田市	1,270	5,341	161	7,809	14,581	35		1	36
	館林市	150	1,267	80	2,003	3,500	15			15
	みどり市	51	591	85	1,735	2,462	14			14
	邑楽郡	132	1,399	75	2,275	3,881	28		2	30
	計	1,764	9,728	590	15,530	27,612	102		3	105
合計	11,488	21,883	1,358	38,086	72,815	695	1	513	1,209	

(注) ①平成29年3月31日現在の市町村

②中央児相の( )書きは北部支所分の再掲

表 2 9

## 「こどもホットライン24」電話相談の状況（中央児相・全県分）

(表29-1) 相談種別受付状況

(単位:件)

種別	養護	保健	心身障害					非行		育成				その他	計
			肢体不自由	視聴覚	言語発達	重症心身	知的障害	発達障害	ぐん犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性		
件数	(414)	(78)			(14)	(4)	(21)	(33)		(55)	(28)	(37)	(370)	(299)	(1,353)
	1,009	258			25	4	42	78		169	50	99	1,198	689	3,621

(注) ( ) 書きは、夜間電話相談（午後8時30分～午前8時30分）の再掲

(表29-2) 相談処遇状況

(単位:件)

処理状況	助言指導	来所相談	他機関あつせん	その他	計
件数	3,611		7	3	3,621

(表29-3) 「こどもホットライン24」相談電話受信状況

(単位:件)

処理状況	相談受理	児童相談所へ引継	児童以外(18歳以上等)	いたずら	わいせつ	無言	計
件数	3,621	404	1,024	8	24	1,029	6,110

(表29-4) 児童相談所引継内訳

(単位:件)

引継場所	中央	西部	東部	計
件数	186	95	123	404

(表29-5) 電話転送状況

(単位:件)

転送元	中央	西部	東部	総合教育センター	計
件数	164	69	84	34	351

## 1 児童相談所

No.	名称 所在地	電話番号 FAX番号	所長	管轄区域
1	中央児童相談所 379-2166 前橋市野中町360-1	027-261-1000 027-261-7333	松場 敬一	前橋市、伊勢崎市、佐波郡
2	中央児童相談所北部支所 377-0027 渋川市金井394	0279-20-1010 0279-22-2277	長谷川 文男	沼田市、渋川市、北群馬郡、 吾妻郡、利根郡
3	西部児童相談所 370-0829 高崎市高松町6	027-322-2498 027-322-5602	阿久澤 磨	高崎市、安中市、藤岡市、 富岡市、多野郡、甘楽郡
4	東部児童相談所 373-0033 太田市西本町41-34	0276-31-3721 0276-32-3648	関口 浩	桐生市、太田市、館林市、 みどり市、邑楽郡

## 2 児童福祉施設

## (1) 乳児院

No.	名称 所在地	電話番号 FAX番号	経営主体	代表者 (施設長)
1	愛育乳児園 370-3531 高崎市足門町290-2	027-373-2265 027-373-2265	(社福)二之沢愛育会	金井 美次 米山 広美
2	桐育乳児園 376-0011 桐生市相生町5-27-1	0277-52-1991 0277-55-0161	(社福)紫苑会	秋山 衛 品川 由美
3	東光乳児院 373-0025 太田市熊野町13-3	0276-20-2560 0276-25-5677	(社福)三晃福祉会	本間 芳恵 福田 友理子

## (2) 児童養護施設

No.	名称 所在地	電話番号 FAX番号	経営主体	代表者 (施設長)
1	地行園 371-0002 前橋市江木町1304	027-269-0241 027-269-0251	(社福)上毛愛隣社	細谷 啓介 高橋 悦史
2	鐘の鳴る丘少年の家 371-0231 前橋市堀越町880	027-283-2156 027-283-7894	(社福)鐘の鳴る丘愛誠会	品川 道雄 木村 智彦
3	児童養護施設希望館 370-0803 高崎市大橋町210	027-322-4528 027-322-4178	(社福)希望館	松澤 斉 水野 順一
4	フランシスコの町 370-3511 高崎市金古町830-3	027-373-1021 027-373-7739	(社福)フランシスコの町	大國 勉 村田 文男
5	児童養護施設希望館八幡の家 370-0884 高崎市八幡町214	027-322-6560 027-322-6578	(社福)希望館	松澤 斉 須田 啓美
6	東光虹の家 373-0025 太田市熊野町7-15	0276-25-3581 0276-22-2600	(社福)三晃福祉会	本間 芳恵 本間 弘子
7	児童養護施設子持山学園 377-0203 渋川市吹屋201-1	0279-23-1152 0279-23-1153	(社福)子持山福祉会	島田 卓爾 望月 栄一
8	こはるび 370-2466 富岡市蚊沼777-1	0274-67-5911 0274-67-5912	(社福)甘楽育徳会	奥村 恭子 大手栄美子

## (3) 地域小規模児童養護施設

No.	名称 所在地	電話番号 FAX番号	経営主体	代表者 (施設長)
1	第二地行園 371-0015 前橋市三河町2-9-9	027-221-5939 027-221-5939	(社福)上毛愛隣社	細谷 啓介 高橋 悦史
2	第三地行園 371-0002 前橋市江木町1305	027-212-7283 027-212-7283	(社福)上毛愛隣社	細谷 啓介 高橋 悦史
3	あすなろホーム 371-0231 前橋市堀越町854-1	027-283-8158 027-283-8158	(社福)鐘の鳴る丘愛誠会	品川 道雄 木村 智彦
4	浅田ホーム 377-0202 渋川市中郷73-4	0279-53-2102 0279-53-2102	(社福)子持山福祉会	島田 卓爾 望月 栄一
5	足門ホーム 370-3531 高崎市足門687-4	027-384-2380 027-384-2380	(社福)フランシスコの町	大國 勉 村田 文男
6	こどもの家 童夢 373-0025 太田市熊野町6-10	0276-55-5133 0276-55-5133	(社福)三晃福祉会	本間 芳恵 本間 弘子

## (4) 児童自立支援施設

No.	名称 所在地	電話番号 FAX番号	経営主体	代表者 (施設長)
1	ぐんま学園 371-0046 前橋市川原町826	027-231-2554 027-231-2548	群馬県	大澤 正明 関口 一晃

## (5) 児童心理治療施設

No.	名称 所在地	電話番号 FAX番号	経営主体	代表者 (施設長)
1	青い鳥ぐんま 376-0101 みどり市大間々町大間々24-5	0277-70-1200 0277-70-1201	(社福)希望の家	野田真一郎 三好 紀幸

**(6) 福祉型障害児入所施設**

No.	名称 所在地	電話番号 FAX番号	経営主体	代表者 (施設長)
1	しろがね学園 379-2105 前橋市東大室町177-1	027-268-6011 027-230-3300	群馬県	大澤 正明 竹内 宏
2	しきしま学園 379-1103 渋川市赤城町津久田194-37	0279-56-2847 0279-56-2267	(社福)赤城会	狩野 允 狩野 英伸
3	わたらせ養護園 376-0131 桐生市新里町奥沢59-1	0277-74-0343 0277-74-0722	(社福)桐の実会	岸 芳正 中島 恒夫

**(7) 児童発達支援センター**

No.	名称 所在地	電話番号 FAX番号	経営主体	代表者 (施設長)
1	たんぼぼ学園 371-0002 前橋市江木町1231	027-269-3620 027-269-3620	(社福)前橋あそか会	栗木 信昌 菊地 真理
2	つくし園 370-0081 高崎市浜川町735-1	027-360-4318 027-360-4323	(社福)浜川会	小田切一成 秋松 宗雄
3	ひまわり学園 373-0034 太田市藤阿久町51	0276-31-8151 0276-31-8163	(社福)太田松翠会	金田 克次 大野 謙治
4	群馬整肢療護園発達支援センター 370-3531 高崎市足門町146-1	027-373-2277 027-373-2278	(社福)二之沢愛育会	金井 美次 小泉 武宣
5	はんな・さわらび療育園通所支援センター 370-3341 高崎市榛名山町28-30	027-374-9221 027-374-9159	(社福)榛桐会	鈴木 憲一 富岡 正樹
6	おひさま 376-0101 みどり市大間々町大間々22-4	0277-73-2605 0277-73-6462	(社福)希望の家	野田 真一郎 竹内 東光

**(8) 医療型障害児入所施設**

No.	名称 所在地	電話番号 FAX番号	経営主体	代表者 (施設長)
1	群馬整肢療護園 370-3531 高崎市足門町146-1	027-373-2277 027-373-2278	(社福)二之沢愛育会	金井 美次 小泉 武宣
2	両毛整肢療護園 376-0013 桐生市広沢町1-2648-1	0277-54-1182 0277-53-7003	(社福)桐生療育双葉会	矢部 潔 近藤 理
3	はんな・さわらび療育園 370-3341 高崎市榛名山町28-30	027-374-9221 027-374-9159	(社福)榛桐会	鈴木 憲一 金子 広司
4	希望の家療育病院 376-0101 みどり市大間々町大間々22-4	0277-73-2605 0277-73-6462	(社福)希望の家	野田 真一郎 竹内 東光

**(9) 指定発達支援医療機関(重症心身障害児)**

No.	名称 所在地	電話番号 FAX番号	開設主体	代表者 (院長)	備考
1	独立行政法人 国立病院機構 渋川医療センター 377-0204 渋川市白井383	0279-23-1010 0279-23-1011	独立行政法人国立病院機構	- 斎藤 龍生	

**3 相談機関**

No.	名称 所在地	電話番号 FAX番号	開設主体	所長	備考
1	中央児童相談所「こどもホットライン24」 379-2166 前橋市野中町360-1	0120-783-884 027-261-7333	群馬県	松場 敬一	
2	発達障害者支援センター 371-0843 前橋市新前橋町13-12	027-254-5380 027-254-5383	群馬県	稲岡 隆之	
3	心身障害者福祉センター 371-0843 前橋市新前橋町13-12	027-254-1010 027-254-2299	群馬県	井上 秀洋	

**4 自立援助ホーム**

No.	名称 所在地	電話番号 FAX番号	開設主体	代表者 (施設長)	備考
1	ぐんま風の家 371-0017 前橋市日吉町1-4-15	027-231-2667 027-289-0188	(NPO)青少年の自立を支える群馬の会	中島 資浩 千木良 和江	
2	オーレの家 370-0801 高崎市上並榎町8-12	027-395-0230 027-395-0253	(NPO)ワーカーズコープ	永戸 祐三 宮東 直弘	



Gunma-chan